

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第1節 通 則</p> <p>（条約に基づく税率の適用）</p> <p>3 - 2 法第3条ただし書に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。</p> <p>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)(以下WTO協定という。)附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「1994年ガット」という。)のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国譲許表に掲げられている税率(以下「協定税率」という。)は、定率法の別表の税率及び暫定法の規定に基づく税率(以下「国定税率」という。)より低い場合に適用される。なお、この場合の協定税率については、1994年ガットのマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国譲許表に定める上限の税率が適用される。1994年ガット以外の条約(下記に規定する経済連携協定を除く。)により相手国に対して関税上の最惠国待遇を与えることが規定されている場合には、その相手国に対しても同様である。</p> <p>経済連携協定(暫定法第7条の8に規定する経済連携協定をいう。以下同じ。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「EPA税率」という。)は、国定税率又は協定税率のいずれよりも低い場合に適用される。</p> <p>経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号)に基づく牛肉、鶏肉及びオレンジ(同協定附属書一第二節注釈1、4及び10の規定(以下この項において「第二節注</p>	<p>第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p>第1節 通 則</p> <p>（条約に基づく税率の適用）</p> <p>3 - 2 法第3条ただし書((条約による特別規定))に規定する条約に規定された税率の適用については、次による。</p> <p>世界貿易機関を設立するマラケシュ協定(平成6年条約第15号)(以下WTO協定という。)附属書一Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定(以下「1994年ガット」という。)のマラケシュ議定書に附属する譲許表の第38表の日本国譲許表に掲げられている税率(以下「協定税率」という。)は、定率法の別表の税率及び暫定法の規定に基づく税率(以下「国定税率」という。)より低い場合に適用される。1994年ガット以外の条約(下記に規定するシンガポール協定、メキシコ協定及びマレーシア協定を除く。)により相手国に対して関税上の最惠国待遇を与えることが規定されている場合には、その相手国に対しても同様である。</p> <p>「新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定」(平成14年条約第16号)(以下「シンガポール協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「シンガポール税率」という。)、「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定」(平成17年条約第8号)(以下「メキシコ協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「メキシコ税率」という。)及び「経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定」(平成18年条約第7号)(以下「マレーシア協定」という。)における関税についての特別の規定による便益による税率(以下「マレーシア税率」という。)は、国定税率又は協定税率のいずれよりも低い場合に適用される。</p> <p>メキシコ協定に基づく鶏肉(同協定附属書一第二節注釈4の規定(以下この項において「注釈4」という。)が適用される鶏肉をいう。)の関税割当制度に関し、同協定の発効後2年目(平成18年度に該当する1年</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																
<p>「<u>釈</u>」という。) が適用されるものをいう。) の関税割当制度に関し、同協定の発効後 3 年目から 5 年目までの間（平成 19 年度から平成 21 年度に該当する 3 年間をいう。）の日本側の枠内税率（<u>第二節注釈</u>に規定する枠内税率をいう。）については、<u>第二節注釈</u>の規定に基づき、それぞれ計算された税率が適用されることとなるので留意する。この場合において、<u>当該計算により得た税率に 0.1 パーセント未満の端数がある場合には、同協定附属書一第一節注釈 2 の規定に基づき当該端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>（協定税率を適用する国）</p> <p>3 - 3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率（引下税率に限る。以下同じ。）を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p>	<p>間をいう。) の日本側の枠内税率（<u>注釈 4</u>に規定する枠内税率をいう。）については、<u>注釈 4</u>の規定に基づき、<u>日本国</u>の平成 16 年度初における実行最惠国税率（<u>注釈 4</u>に規定する実行最惠国税率をいう。）から、<u>当該税率</u>の百分の十を減じて得た税率が適用されることとなるので留意する。この場合において、<u>当該百分の十を減じて得た税率に 0.1 パーセント未満の端数がある場合には、同附属書一第一節注釈 2 の規定に基づき当該端数は切り捨てるものとする。</u></p> <p>（協定税率を適用する国）</p> <p>3 - 3 法第 3 条ただし書（<u>（条約による特別規定）</u>）の規定に基づき、協定税率（引下税率に限る。以下同じ。）を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。</p>																
<p>我が国の税率適用状況表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国（地域）名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（アジア州） （省略） ベトナム （省略）</td> <td></td> <td>—</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	（アジア州） （省略） ベトナム （省略）		—		<p>我が国の税率適用状況表</p> <p>（18.6.16 現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>国（地域）名</th> <th>国定税率</th> <th>協定税率</th> <th>便益税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>（アジア州） （同左） ベトナム （同左）</td> <td></td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	（アジア州） （同左） ベトナム （同左）			—
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率														
（アジア州） （省略） ベトナム （省略）		—															
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率														
（アジア州） （同左） ベトナム （同左）			—														
<p>（納税義務者に関する用語の意義）</p> <p>6 - 1 法第 6 条に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>「貨物を輸入する者」とは、通常の輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定されている場合（<u>関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 7 条第 2 項、第 16 条の 2 第 2 項、<u>関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 35 条第 3 項等</u>）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。））をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。</u></p>	<p>（納税義務者に関する用語の意義）</p> <p>6 - 1 法第 6 条（<u>（納税義務者）</u>）に規定する納税義務者に関する用語の意義は、それぞれ次による。</p> <p>「貨物を輸入する者」とは、通常の輸入取引により輸入される貨物については、原則として仕入書（仕入書がない場合には船荷証券等）に記載されている荷受人（輸入申告者の資格が限定されている場合（<u>関税定率法施行令（昭和 29 年政令第 155 号）第 7 条第 2 項、第 16 条の 2 第 2 項、<u>関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 63 条第 3 項等</u>）においては、その該当者（以下「限定申告者」という。））をいい、貨物が輸入の許可前に保税地域等において転売されたような場合には、その転得者をいう（以下これらの者を「輸入者」という。）。</u></p>																

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省略）</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（特例輸入者の承認申請手続）</p> <p>7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 7 の 9 - 1 までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定輸出者承認申請書」（C - 9000）（以下この項から後記 7 の 9 - 1 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特例輸入者の承認等に係る事務を担当する統括審査官（以下「特例申告担当統括官」という。以下同じ。）に提出することにより行わせる。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下の項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下の項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下この項から後記 7 の 13 - 1 までにおいて同じ。）へ提出することを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>— 承認申請書には、令第 4 条の 5 第 2 項に規定する法第 7 条の 5 第 3 号の規則（以下の項において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）及び令第 4 条の 5 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付させるものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付させるものとする。</p> <p>— 令第 4 条の 5 第 1 項第 3 号に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 67 条の 3 第 1 項の承認を受けており、これらの事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその</p>	<p>（同左）</p> <p>第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（申告の特例の承認申請手続）</p> <p>7 の 2 - 5 法第 7 条の 2 第 1 項（（申告の特例））の規定に基づく承認（以下の特例輸入者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 7 の 9 - 1（帳簿の備付け等に関する用語の意義）までにおいて「承認申請」という。）は、「特例輸入者承認申請書」（C - 9000）（以下この項から後記 7 の 9 - 1 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる貿易業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の法第 7 条の 2 第 1 項（（申告の特例））の規定に基づく特例輸入者の承認及び貨物の指定等の申告の特例に係る事務を主管する統括審査官（以下「特例申告担当統括官」という。以下同じ。）に提出することにより行わせる。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下の「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下の章において「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出することを妨げない。</p> <p>この場合における承認申請書及び添付書類の取扱いは、次による。</p> <p>— 令第 4 条の 5 第 1 項第 4 号（（承認申請書の記載事項））に規定する「その他参考となるべき事項」とは、次のようなものをいう。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化させることとして差し支えない。</u>	
<u>イ 会社概況</u>	<u>イ 法第 7 条の 9 第 1 項((帳簿の備付け等))の規定による帳簿の備付け、保存及び書類の保存状況（備付け、保存している帳簿の名称、保存している書類の名称並びにそれぞれの保存年数を記載させる。この場合、当該帳簿書類が電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号。以下「電子帳簿保存法」という。）に基づく保存等の承認を受けているかどうかを併せて記載させる。）</u>
<u>ロ 社内の組織</u>	<u>ロ 会社概況</u>
<u>ハ 役員履歴</u>	<u>ハ 社内の組織</u>
<u>三 輸入業務に携わる担当者の氏名、役職等</u>	<u>三 役員履歴</u>
<u>ホ 税関手続（輸入貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</u>	<u>ホ 貿易業務に携わる担当者(後記 7 の 5 1 に規定する者)の氏名、役職等</u>
<u>ヘ 上記ホに規定する通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5 - 2 の ハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</u>	<u>ヘ 社内管理規定の内容</u>
<u>ト 輸入貨物の管理を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</u>	<u>ト 利用する通関業者の名称、所在地及び責任者の氏名</u>
<u>チ 法第 94 条第 1 項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸入貨物に関する帳簿を備え付け、輸入貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他当該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日法律第 25 号。以下「電子帳簿保存法」という。）の規定に基づく保存等の承認（同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。）を受けている場合には、その旨を含む。）</u>	<u>チ 上記トに規定する通関業者が通関業法基本通達（昭和 47 年蔵関第 105 号）5 - 2 の ハに規定する法令遵守のための社内管理規則を整備している場合にはその旨</u>
	<u>上記 に掲げる「その他参考となるべき事項」のうちロからトまでの</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>記載については、次のような書類を添付することにより記載を省略させることとして差し支えない。</p> <p>イ 会社概況書（直近の損益計算書、貸借対照表、事業報告書を含む。）</p> <p>ロ 社内組織図</p> <p>ハ 役員履歴書</p> <p>ニ 貿易担当者等名簿</p> <p>ホ 社内管理規定又はそれに準じたもの</p> <p>ヘ 通関業者名簿</p>
（承認申請の撤回手続）	（承認申請の撤回手続）
7 の 2 - 6 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に、申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに <u>撤回の理由を記載した任意の様式による「特例輸入者承認申請撤回申請書」</u> 1 通を担当税関の特例申告担当統括官へ提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。	7 の 2 - 6 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に、申請の撤回の申出があつた場合には、申請者の住所、氏名（名称）及び輸出入者符号並びに <u>撤回理由を明記した任意の様式による「特例輸入者承認申請撤回申請書」</u> 1 通を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、 <u>特例輸入者承認申請撤回申請書は、署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u> なお、承認申請の撤回の申出があつた場合においては、法第 7 条の 6 第 1 項（（指定の申請））の規定に基づく指定を受けようとする貨物の申請（以下「指定申請」という。）についても撤回させるものとする。
（承認等の通知）	（承認等の通知）
7 の 2 - 7 令第 4 条の 5 第 3 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、 <u>次による。</u> — 申請者への通知は、 <u>特例輸入者・特定輸出者承認通知書</u> （C - 9010）又は「 <u>特例輸入者・特定輸出者不承認通知書</u> 」（C - 9020）（以下この節において「承認通知書等」という。）を交付することにより行うこととする。 — 承認通知書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあっては、当該窓口担当部門において受理した日）から <u>1 月</u> 以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により <u>1 月</u> を超える場合は、 <u>あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</u>	7 の 2 - 7 令第 4 条の 5 第 3 項（（承認又は不承認の通知））の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、 <u>特例輸入者承認書</u> （C - 9010）又は <u>特例輸入者不承認書</u> （C - 9020）（以下この節において「承認書等」という。）を交付することにより行うこととする。 承認書等の交付は、承認申請書を受理した日から <u>3 月</u> 以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により <u>3 月</u> を超える場合は、 <u>事前にその旨を申請者に通知するものとする。</u>
平成 19 年 3 月 31 日以前に承認を受けた者については、 <u>関税定率法等</u>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 20 号）による改正後の法第 7 条の 5 に規定する新たな承認の要件に適合しているか否かについて迅速に審査を行うものとし、適合していると認められた場合には承認するものとする。</u></p> <p>（承認内容の変更手続）</p> <p>7 の 2 - 8 令第 4 条の 5 第 4 項の規定に基づく特例輸入者の承認内容の変更の届出は、「特例輸入者・特定輸出者承認内容変更届」（C - 9030）2 通（原本、届出者用）を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。また、法第 7 条の 5 第 1 号イからホまでのいずれかに該当することとなった場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。なお、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする。</p> <p>また、法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれかに該当した場合には、その旨を遅滞なく税関に届け出るようしようとする。</p> <p>（承認の審査）</p> <p>7 の 5 - 1 法第 7 条の 5 に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）に基づき行うものとする。</p>	
	<p>（承認内容の変更手続）</p> <p>7 の 2 - 8 令第 4 条の 5 第 4 項（（承認の申請の手続等））の規定に基づく特例輸入者の承認に係る内容に変更があつた場合には、「特例輸入者承認内容変更届」（C - 9030）（以下この項において「変更届」という。）2 通（原本、届出者用）を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、変更届は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>また、令第 4 条の 5 第 1 項第 3 号（（欠格事項））に該当した場合又は法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までの（（承認の失効））のいずれかに該当した場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようとする。</p> <p>（承認の要件に関する取扱い）</p> <p>7 の 5 - 1 法第 7 条の 5 （（承認の要件））の規定に係る取扱いは、次による。</p> <p>— 法第 7 条の 5 第 1 号口に規定する「使用者その他の従業者」の範囲に関しては、原則として、支配人、支配人に準ずる地位にある者及びこれらの者を直接補佐する職にある者のほか、直接、貿易取引業務に携わる担当者について審査するものとし、輸入業務（輸入取引に関連する経理業務、営業等を含む。）以外に従事している場合であつて、かつ、申請者の輸入業務に影響力を有していないことが明白と認められる者は除くこととして差し支えない。</p> <p>— 法第 7 条の 5 第 1 号ハに規定する「滞納」に関しては、次に掲げるやむを得ない事由により滞納した事実については、承認しない事実として取扱わないこととして差し支えない。</p> <p>この場合において、やむを得ない事由により滞納した事実の確認は、</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>（改善措置の求め）</u></p> <p>7の6-1 法第7条の6の規定による改善措置の求めは、例えば次の場において行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> — <u>輸入申告書又は特例申告書の記載事項と当該申告に係る貨物の内容が異なっていた場合</u> — <u>法第7条の8第1項の規定により提供すべき担保の額に不足が生じた場合であって、速やかに増担保が行われなかった場合</u> — <u>法第7条の2第2項の期限までに特例申告が行われなかった場合</u> — <u>法令遵守規則が適切に運用されていないと認められる場合</u> — <u>その他税関手続の履行又は貨物の管理に関して不適切と認められる行為があった場合</u> 	<p><u>申請者から事情を聴取し、必要に応じ、事実を証する書類を提出させたうえで行う。</u></p> <p>イ <u>災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で申請者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。後記7の12 1（承認の取消しの手続等）において同じ。）により、納期限内に關税等を納付できなかつた事実</u></p> <p>ロ <u>修正申告を行つた場合に、日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の事務取扱い時間内に關税等を納付することができなかつたことにより、翌営業日に当該關税等を納付した事実</u></p> <p>ハ <u>上記イ又はロに掲げる事実のほか、これらに類する事実でやむを得ない事由により滞納したもの</u></p> <p><u>法第7条の5第2号（承認の要件）に規定する「不実の記載」に関しては、単なる記載誤りや転記誤りによる記載については、承認しない事実として取扱わないこととする。</u></p> <p><u>（貨物の指定申請手続）</u></p> <p>7の6-1 指定申請は、指定を受けようとする貨物の属する指定区分（令第4条の7第1項第2号に規定する指定区分をいう。以下同じ。）ごとに、次の事項を記載した「貨物指定申請書」（C_9100）（以下「指定申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、指定申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>なお、特例輸入者の承認を受けようとする際の指定申請は、承認申請に併せて行わなければならないので留意する。</p> <p>この場合における指定申請書及び添付書類の取扱いは、次による。</p> <p>イ <u>指定を受けようとする貨物の品名の具体的な記載方法は、次による。</u></p> <p>イ <u>一般的な名称にとどまらず、統計品目番号を容易に特定することができるよう、具体的な品名（例えば、「ポロシャツ」ではなく「男性用メリヤス編の綿 100%で、ししゅうを有している模様編のポロシャツ」）を記載させる。</u></p> <p>なお、指定を受けようとする貨物の品名が異なり、貨物の指定区分が同じ場合は、その品名をすべて記載させる。この場合、任意の様式に記載の上添付させることとして差し支えない。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>口 指定区分に複数の所属区分が含まれる場合には、その所属区分を全て記載させる。また、通関情報処理システム（以下この章において「通関システム」という。）により特例申告を行う予定である場合には、通関システム用コードを含む 10 衔までを記載させる。また、通関システム用コードの 10 衔目が十（オベリスク）であるため、統計細分が同一でありながら、通関システム用品目コードが複数ある場合には、特例申告を行おうとする貨物ごとに通関システム用品目コードを記載させる。この場合、1 枚の申請書に取りまとめて差し支えない。</p> <p>令第 4 条の 7 第 1 項第 3 号（（指定申請書の記載事項））に規定する「輸入の許可」には、蔵出輸入（ISW）移出輸入（IMW）総合保税地域出輸入（IAC）及び輸入許可前引取承認に係る輸入の許可（IBP）を含むので留意する。</p> <p>令第 4 条の 7 第 1 項第 5 号（（指定申請書の記載事項））に規定する「その他参考となるべき事項」については、貨物の指定区分を特定するため参考となるべき事項等を記載させることとし、併せて次の書類を添付させる。</p> <p>イ 貨物の性質・形状</p> <p>この場合、カタログ、成分分析表等がある場合には、指定申請書に添付させ、サンプルの提出が可能である場合には、申請者に過度の負担を与えない範囲でその提出を求める。</p> <p>口 他法令に該当する場合には、他法令の名称及び該当条項</p> <p>この場合、例えば、薬事法に規定する「輸入販売業許可証」等の有効期限の設定があるものについては、当該許可（承認）の番号及び有効期限等を併せて記載させる。</p> <p>なお、その写しを添付することにより、記載を省略させることとして差し支えない。</p> <p>ハ 書面による事前教示の有無</p> <p>文書による事前教示の回答を受けている場合には、その旨を記載し、併せて事前教示回答書の番号を記載させる。</p> <p>この場合、事前教示回答書の写しを添付することにより、記載を省略させることとして差し支えない。</p> <p>貨物の指定については、貨物の指定区分ごとに行つてはいるので、既に指定している貨物の指定区分に該当する貨物の指定申請は不要である。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>なお、既に指定している貨物の指定区分に該当するか否か、疑義のある場合には、指定申請書の受理は行わず、申請者に対して関税鑑査官等へ照会するようしようようする。</p> <p>次に掲げる貨物については、貨物の指定区分が特定できない場合があるため、指定区分が特定できない場合には、法第 7 条の 6 第 3 項（（継続的な輸入に該当する場合））に規定する輸入許可の実績には含めないものとする。ただし、申請者が提出する資料により、貨物の指定区分の特定が明らかであると認められる場合を除く。</p> <p><u>イ 定率法第 14 条第 18 号（（少額貨物の免税））に規定する課税価格 1 万円以下の無条件免税貨物で、税関様式関係通達 記載要領及び留意事項の節における（関税定率法第 14 条第 18 号の規定を適用する貨物の輸入申告書の記載要領）により申告した貨物</u></p> <p><u>ロ 定率法第 3 条の 3（（少額輸入貨物に対する簡易税率））に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用した貨物</u></p> <p><u>ハ 後記 67 4 17（関税率表等の分類の特例扱い）を適用して申告した貨物</u></p>
<p>（特例輸入者からの事情の聴取等）</p> <p><u>7 の 6 - 2 前記 7 の 6 - 1 の規定により改善措置を求める場合には、その原因となった行為が生じた理由等について特例輸入者から事情を聴取したうえで、再発を防止するための措置を講じることを求めるものとする。</u></p>	<p>（貨物指定申請の撤回手続）</p> <p><u>7 の 6 - 2 指定申請書の提出後において、指定又は不指定の通知までの間に、申請の撤回の申出があつた場合には、申請者の住所、氏名（名称）及び輸出入者符号並びに撤回理由を明記した任意の様式による「貨物指定申請撤回申請書」1 通を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、貨物指定申請撤回申請書は、署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u></p> <p>なお、承認申請と併せて指定申請がなされている場合においては、指定申請のみの撤回は認めないこととする（ただし、一部品目の取り下げを除く）。</p>
<p>（削除）</p>	<p>（指定等の通知）</p> <p><u>7 の 6 - 3 指定申請書に記載された貨物で、その提出の日前一年間において、法第 7 条の 6 第 4 項（（指定の申請））に規定する修正申告等があつたとき（同項に規定する過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税が課されたとき）に限る。（後記 7 の 7 - 2（（貨物指定の取消し手続））において同</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（削除）	<p>じ。）は、当該貨物について法第 7 条の 2 第 1 項（（申告の特例））の指定をしないものとする。</p> <p>令第 4 条の 7 第 2 項（（指定又は不指定の通知））の規定に基づく指定又は不指定の申請者への通知は「貨物指定書」（C 9110）又は「貨物不指定書」（C 9120）（以下この節において「指定書等」という。）を交付することにより行うこととする。</p> <p>指定書等の交付は、指定申請書を受理した日から 3 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 3 月を超える場合は、事前にその旨を申請者に通知するものとする。</p> <p>（指定内容の変更手続）</p> <p>7 の 6 - 4 定率法の改正等に伴い、貨物の指定区分又は統計品目番号に変更がある場合又は法第 7 条の 13（（許可の承継についての規定の準用））の規定による承認の承継に伴う指定貨物（法第 7 条の 2 第 1 項（（申告の特例））に規定する指定貨物をいう。以下同じ。）の承継手続を行う場合は、次により処理するものとする。</p> <p>指定内容の変更手続は、特例輸入者から、「貨物指定内容変更届」（C 9130）（以下この項において「変更届」という。）2 通（原本、届出者用）を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、変更届は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>変更届については、届出者の住所、氏名（名称）及び輸出入者符号を記載させることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指定を受けた年月日、指定番号、貨物の指定区分、変更する内容及びその変更理由を記載させる。</p> <p>なお、通関業者等による届出の場合は、通関業者等の住所及び名称を併せて記載させる。</p> <p>承認の承継に伴う指定貨物の承継手続は、被承継特例輸入者の指定貨物の内容を変更届に記載させ、当該貨物の貨物指定書の写しとともに担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、変更届は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>なお、当該変更届の「貨物の指定区分」の欄の記載は省略させ、「変更内容」欄には「承認の承継のため」と記載させる。</p> <p>上記 の変更届とともに提出された「貨物指定書の写し」に係る特例</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>輸入者の承継の承認を受けた又は受ける事実及び提出された貨物指定書に係る全てが指定されている事実を確認した場合は、当該「貨物指定書の写し」に朱書きで「指定貨物確認済」と記載し、受理印を押なつして届出者に交付する。</u></p>
（削除）	<p><u>（特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出手続）</u></p> <p><u>7の7-1 令第4条の9((特例申告書を提出する必要がなくなった旨の届出の手続))の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</u></p> <p><u>届出を行おうとする場合は、「貨物指定取りやめ届」(C 9140)(以下この項において「取りやめ届」という。)2通（原本、届出者用）を担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。</u></p> <p><u>ただし、取りやめ届は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u></p> <p><u>取りやめ届には、届出者の住所、氏名（名称）及び輸出入者符号を記載させることとし、法人の場合は法人名に併せて代表者名を記載させる。また、指定年月日、指定番号、当該貨物の指定区分及び取りやめの理由を記載させる。</u></p>
（削除）	<p><u>（貨物指定の取消し手続）</u></p> <p><u>7の7-2 法第7条の7第2項((指定の取消等))に規定する特例輸入者が過去一年間にした又はすべきであつた納税申告に係る指定貨物について修正申告等があつたときは、当該指定貨物に係る法第7条の2第1項((申告の特例))の指定を原則として取り消すものとし、令第4条の10((指定の取消し手続))の規定による特例輸入者への通知は、「貨物指定取消書」(C 9150)を交付することにより行うこととする。</u></p>
（増担保提供命令）	<p><u>（増担保提供命令）</u></p> <p><u>7の8-1 法第7条の8第2項に規定する「特定月の翌月末日までに提供された担保」の意義及び同項の規定により増担保の提供を命ずる場合の取扱は、次による。</u></p> <p>「特定月の翌月末日までに提供された担保」とは、法第7条の8第1項の規定により提供された担保（以下「引取担保」という。）のうち、特</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定月の翌月末日までに提供され、かつ、令第8条の4第1号の規定による担保の解除がなされていないものをいう。<u>したがって、例えば、特定月の翌々月に増担保の提供を命ずる場合で、特定月の翌月末日までに提供された解除されていない担保が複数あるときは、それぞれの担保に対し、増担保の提供を命ずることができる。</u></p> <p>引取担保の提供を受けた税関官署は、特定月の翌々月に、特例輸入者が特定月に輸入した<u>特例申告貨物（関税法第7条の2第2項に規定する特例申告貨物をいう。以下同じ。）</u>につき納付すべき関税等の額の合計額（以下この項において「納付すべき税額」という。）と当該引取担保に係る一月当たりの提供額（担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に記載された額をいう。以下同じ。）との対査確認を行う。</p> <p>なお、引取担保が一括担保（二以上の税関官署において、海上貨物通関情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保（一の税関官署において、海上貨物通関情報処理システム及び航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保を含む。）をいう。以下同じ。）である場合には、一括担保に係る担保提供書が提出された官署（以下「受理税関官署」という。）において、担保の提供先となつている各税関官署における納付すべき税額を集計のうえ、当該対査確認を行うものとする。</p> <p>~（省略）</p> <p>増担保提供命令を受けた特例輸入者が当該命令に従わない場合には、当該特例輸入者に対する特例輸入者の承認を行つた税関の特例申告担当統括官（<u>後記9の4-6において「担当特例申告担当統括官」という。）</u>にその旨を通報する。</p> <p>（帳簿の備付け等に関する用語の意義）</p> <p>7の9-1 法第7条の9第1項に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p> <p>法第7条の9第1項の規定により特例輸入者が備え付けることとされている帳簿については、令第4条の12第1項に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要はなく、<u>特例輸入者</u>の</p>	<p>う。）のうち、特定月の翌月末日までに提供され、かつ、令第8条の4第1号((担保の解除))の規定による担保の解除がなされていないものをいう。<u>したがつて、例えば、特定月の翌々月に増担保の提供を命ずる場合で、特定月の翌月末日までに提供された解除されていない担保が複数あるときは、それぞれの担保に対し、増担保の提供を命ずることができる。</u></p> <p>引取担保の提供を受けた税関官署は、特定月の翌々月に、特例輸入者が特定月に輸入した<u>特例申告に係る指定貨物</u>につき納付すべき関税等の額の合計額（以下この項において「納付すべき税額」という。）と当該引取担保に係る一月当たりの提供額（担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に記載された額をいう。以下同じ。）との対査確認を行う。</p> <p>なお、引取担保が一括担保（二以上の税関官署において、海上貨物通関情報処理システム又は航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保（一の税関官署において、海上貨物通関情報処理システム及び航空貨物通関情報処理システムを使用した輸入申告又は納税申告のために使用する担保を含む。）をいう。以下同じ。）である場合には、一括担保に係る担保提供書が提出された官署（以下「受理税関官署」という。）において、担保の提供先となつている各税関官署における納付すべき税額を集計のうえ、当該対査確認を行うものとする。</p> <p>~（同左）</p> <p>増担保提供命令を受けた特例輸入者が当該命令に従わない場合には、当該特例輸入者に対する特例輸入者の承認を行つた税関の特例申告担当統括官（<u>以下「担当特例申告担当統括官」という。）</u>にその旨を通報する。</p> <p>（帳簿の備付け等に関する用語の意義）</p> <p>7の9-1 法第7条の9第1項((帳簿の備付け等))に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p> <p>法第7条の9第1項の規定により特例輸入者が備え付けることとされている帳簿については、<u>令第4条の12第1項((帳簿の記載事項等))</u>に規定する事項を記載したものであれば、税関用に特別の帳簿を備える必要</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであっても差し支えない。また、例えば仕入書に輸入許可年月日及び輸入許可番号を追記したものや、特例申告書の写しに仕出人名を追記したものでも差し支えない。</p> <p>令第 4 条の 12 第 2 項第 2 号に規定する「貨物の所属区分を明らかにする書類」とは、貨物の性状等を記載した成分分析表、仕様書等、同項第 1 号に掲げるもの以外のもので貨物の所属区分を明らかにする書類をいい、例えば次のようなものが含まれる。</p> <p>イ～ホ（省略）</p> <p>令第 4 条の 12 第 4 項に規定する「第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいい、同項に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p>	<p>はなく、申請者の有する既存の帳簿に所要の事項を追記したものであつても差し支えない。また、例えば仕入書に輸入許可年月日及び輸入許可番号を追記したものや、特例申告書の写しに仕出人名を追記したものでも差し支えない。</p> <p>令第 4 条の 12 第 2 項第 2 号((保存すべき書類))に規定する「貨物の所属区分を明らかにする書類」とは、貨物の性状等を記載した成分分析表、仕様書等、同項第 1 号に掲げるもの以外で貨物の所属区分を明らかにする書類をいい、例えば次のようなものが含まれる。</p> <p>イ～ホ（同左）</p> <p>令第 4 条の 12 第 4 項((帳簿等の保存))に規定する「第 1 項の帳簿及び第 2 項の書類を整理し」とは、帳簿に記載されている事項と保存すべき書類の関係が明らかとなるように整理することをいう。</p> <p>令第 4 条の 12 第 4 項に規定する「その他これらに準ずるものの所在地」とは、代理人の事業所や寄託契約等により保管を委託している営業倉庫等の所在地をいう。</p>
<p>（承認申請手続等）</p> <p>7 の 9 - 2 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。</p> <p>承認申請書の提出</p> <p>法第 7 条の 9 第 2 項において準用する電子帳簿保存法（以下この節において単に「電子帳簿保存法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項（電子帳簿保存法第 9 条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請（以下この項において「承認申請」という。）は、当該承認を受けようとする関税関係帳簿又は書類（以下この節において「関税関係帳簿書類」という。）の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」（C - 9300）若しくは「関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書」（C - 9310）又は当該承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録する装置の概要等必要事項を記載した「関税関係書類の電磁的記録によるスキヤナ保存の承認申請書」（C - 9315）（以下この項及び後記 7 の 9 - 4において「承認申請書」とい</p>	<p>（承認申請手続等）</p> <p>7 の 9 - 2 特例輸入者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存の承認申請手続等については、次による。</p> <p>承認申請書の提出</p> <p>法第 7 条の 9 第 2 項((電磁的記録による帳簿の備付け等についての規定の準用))において準用する電子帳簿保存法（以下この節において単に「電子帳簿保存法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))（電子帳簿保存法第 9 条((電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等の承認に対する準用))において準用する場合を含む。）の規定に基づき、電磁的記録による保存等の承認を受けようとする特例輸入者が行う承認の申請（以下この項において「承認申請」という。）は、当該承認を受けようとする関税関係帳簿又は書類（以下この節において「関税関係帳簿書類」という。）の作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要等必要事項を記載した「関税関係帳簿の電磁的記録等による保存等の承認申請書」（C - 9300）若しくは「関税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書」（C - 9310）又は当該承認を受けようとする関税関係書類に記載されている事項を電磁的記録に記録す</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>う。）2通（原本、申請者用）を、担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、<u>申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない</u>。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、<u>その申請書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする</u>。</p> <p>承認申請書の記載事項</p> <p>規則第1条の3において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年3月31日大蔵省令第43号）（以下この節において単に「電子帳簿保存法施行規則」という。）第5条第1項第7号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去1年以内の承認の取消しの有無を記載させる。</p> <p>（省略）</p> <p>承認申請書の提出期限</p> <p>承認申請書の提出期限は、電子帳簿保存法第6条第1項及び第2項の規定により、備付け開始日又は保存を行おうとする日の3月前の日である。ただし、新たに特例輸入者となつた者については、後記7の9-8のとおり特例輸入者となつた日以後3月を経過する日とすることができるに留意する。</p> <p>及び　（省略）</p> <p>（新たに特例輸入者となつた者についての取扱い）</p> <p>7の9-8　新たに特例輸入者となつた者については、電子帳簿保存法第6条第1項ただし書及び同条第2項ただし書に規定する「新たに設立された法人」に準じて取扱うこととする。すなわち、新たに特例輸入者となつた者が、特例輸入者となつた日までに承認を受けようとする関税関係帳簿書類について既に所轄税務署長等から国税関係帳簿書類として電磁的記録等による保存等の承認を受けている場合、又は特例輸入者となつた日以後6月</p>	<p>る装置の概要等必要事項を記載した「関税関係書類の電磁的記録によるスキャナ保存の承認申請書」（C-9315）（以下この項及び後記7の9-4（変更の届出手続等）において「承認申請書」という。）2通（原本、申請者用）を、担当税関の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、<u>承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない</u>。</p> <p>承認申請書の記載事項</p> <p>関税法施行規則第1条の3（（関税関係帳簿書類の保存方法等））において準用する電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則（平成10年3月31日大蔵省令第43号）（以下この節において単に「電子帳簿保存法施行規則」という。）第5条第1項第7号に規定する「その他参考となるべき事項」としては、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の有無、承認を受けている場合にはその承認を受けた年月日等、承認を受けた主な国税関係帳簿書類の種類名称、承認した所轄税務署長等及び過去1年以内の承認の取消しの有無を記載させる。</p> <p>（同左）</p> <p>承認申請書の提出期限</p> <p>承認申請書の提出期限は、電子帳簿保存法第6条第1項及び第2項（（電磁的記録による保存等の承認の申請等））の規定により、備付け開始日又は保存を行おうとする日の3月前の日である。ただし、新たに特例輸入者となつた者については、後記7の9-8（新たに特例輸入者となつた者についての取扱い）のとおり特例輸入者となつた日以後3月を経過する日とすることができるに留意する。</p> <p>及び　（同左）</p> <p>（新たに特例輸入者となつた者についての取扱い）</p> <p>7の9-8　新たに特例輸入者となつた者については、電子帳簿保存法第6条第1項ただし書及び同条第2項ただし書（（電磁的記録による保存等の承認の申請等））に規定する「新たに設立された法人」に準じて取扱うこととする。すなわち、新たに特例輸入者となつた者が、特例輸入者となつた日までに承認を受けようとする関税関係帳簿書類について既に所轄税務署長等から国税関係帳簿書類として電磁的記録等による保存等の承認を受けて</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を経過する日までの間に電磁的記録等による保存等を開始する場合、承認申請書は、特例輸入者となつた日以後3月を経過する日までに提出することができることとする。</p> <p>（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>7の10-1 令第4条の13の規定による届出（以下この項において単に「届出」という。）の手続については、次による。</p> <p><u>届出を行おうとする場合には、「特例申告・特定輸出申告取りやめ届」（C-9040）2通（原本、届出者用）を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本關の特例申告担当統括官に送付するものとする。</u></p> <p>「特例申告・特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載させるものとする。</p> <p>（失効後の義務）</p> <p>7の11-1 法第7条の11第2項の規定に基づき、承認が失効した場合においても、輸入許可を受けた特例申告貨物に係る特例申告、その関税等の納税の義務及び帳簿等の保存義務を免れることはできないので留意する。</p> <p>（承認の取消しの手続等）</p> <p>7の12-1 法第7条の12第1項の規定に基づき特例輸入者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>法第7条の12第1項第1号口の規定は次に掲げる場合は適用しない。 この場合において、やむを得ない事由により滞納した事実の確認は、特例輸入者から事情を聴取し、必要に応じ、事実を証する書類を提出させたうえで行う。</p>	<p>いる場合、又は特例輸入者となつた日以後6月を経過する日までの間に電磁的記録等による保存等を開始する場合、承認申請書は、特例輸入者となつた日以後3月を経過する日までに提出することができることとする。</p> <p>（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>7の10-1 令第4条の13（<u>（申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手続）</u>）に規定する手続については、次による。</p> <p><u>令第4条の13の規定による届出は、「特例申告取りやめ届」（C-9040）（以下この節において「取りやめ届」という。）2通（原本、届出者用）を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。ただし、取りやめ届は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</u></p> <p><u>取りやめ届には、届出者の住所、氏名（名称）及び輸出入者符号並びに承認番号及び承認年月日を記載させることとし、法人の場合は、代表者名を併せて記載させる。また、申告の特例の適用を受ける必要がなくなった理由を記載させる。</u></p> <p><u>なお、通関業者による届出の場合には、通関業者の住所及び名称を併せて記載させる。</u></p> <p>（失効後の義務）</p> <p>7の11-1 法第7条の11第2項（<u>（承認の失効）</u>）の規定に基づき、承認が失効した場合においても、輸入許可を受けた指定貨物に係る特例申告、その関税等の納税の義務及び帳簿等の保存義務を免れることはできないので留意する。</p> <p>（承認の取消しの手続等）</p> <p>7の12-1 法第7条の12第1項（<u>（承認の取消し）</u>）の規定に基づき、特例輸入者について、承認取消しの処分を行う場合は、次による。</p> <p><u>法第7条の12第1項第2号イに規定する「滞納」の取扱いは、前記7の5-1（承認の要件に関する取扱い）に準じる。</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 災害（震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害であって、特例輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。）により、納期限内に關税等を納付できなかった場合</p> <p>口 修正申告を行った場合であって、日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）の事務取扱い時間内に關税等を納付することができなかったことにより、翌営業日に当該關税等を納付した場合</p> <p>ハ 上記イ又は口に掲げる事実のほか、これらに類する事実でやむを得ない事由により滞納した場合</p> <p>法第 7 条の 12 第 1 項第 1 号ハの規定は次に掲げる場合は適用しない。</p> <p>イ 期限までに提出しなかつた理由が災害によるものであると認められる場合</p> <p>口 上記イに掲げる場合のほか、期限までに提出しなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる場合</p> <p>法第 7 条の 12 第 1 項第 2 号に規定する「不実の記載」には、<u>単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。</u></p> <p>令第 4 条の 14 の規定に基づく通知は、「特例輸入者・特定輸出者承認取消書」(C - 9050) を、交付することにより行うものとする。</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>7 の 13 - 1 法第 7 条の 13 に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者・特定輸出者承認の承継の承認申請書」(C - 9060)（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。</p> <p>ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本關の特例申告担当統括官に送付するものとする。</p> <p>承継の承認申請書については、前記 7 の 2 - 5 本文に規定するその</p>	<p>法第 7 条の 12 第 1 項第 2 号口の規定は次に掲げる場合は適用しない。</p> <p>イ 期限までに提出しなかつた理由が災害によるものであると認められる場合</p> <p>口 上記イに掲げる場合のほか、期限までに提出しなかつたことについてやむを得ない理由があると認められる場合</p> <p>法第 7 条の 12 第 1 項第 3 号に規定する「不実の記載」の取扱いは、前記 7 の 5 - 1 に準じる。</p> <p>令第 4 条の 14((承認の取消し手続))の規定による特例輸入者への通知は、「特例輸入者承認取消書」(C - 9050) を、交付することにより行うこととする。</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>7 の 13 - 1 法第 7 条の 13 に規定する特例輸入者承認の承継の承認申請手続の取扱いは、次による。</p> <p>特例輸入者承認の承継の承認申請（以下この項において「承継の承認申請」という。）は、「特例輸入者承認の承継の承認申請書」(C - 9060)（以下この項において「承継の承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を担当税關の特例申告担当統括官に提出することにより行わせる。</p> <p>ただし、承継の承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない。</p> <p>承継の承認申請書については、前記 7 の 2 - 5 申告の特例の承認</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>他参考となるべき事項を明らかにする書類を添付させる。なお、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類（例えば、吸收合併契約（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 749 条第 1 項）新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）吸收分割契約（会社法第 758 条）新設分割計画（会社法第 763 条）等に係る書面の写し）を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人に<u>あつて</u>は、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>令第 4 条の 15 第 2 項において準用する令第 39 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第 4 条の 15 第 2 項において準用する令第 39 条の 2 第 2 項第 3 号に規定する「合併又は分割が予定されている年月日」とは、吸收合併契約若しくは吸收分割契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>合併又は分割に係る承継の承認申請は、前記 に規定する効力発生日又は成立日以前に行わせるものとし、合併の場合には合併しようとする法人の連名により、分割の場合には分割しようとする法人と分割後当該特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入の業務を承継しようとする法人の連名により申請を行わせるものとする。ただし、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画等に係る書面の写しにより合併又は分割に係る法人間の関係が明らかである場合には、当該合併又は分割に係る一の法人の名をもつて申請を行わせて差し支えない。</p> <p>及び（省略）</p> <p>承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者・特定輸出者承認の承継の承認書」（C-9070）を、承認しないときは、「特例輸入者・特定輸出者承認の承継の不承認書」（C-9080）を交付することにより行う。</p>	<p>申請手続）イからヘまでに掲げる「その他参考となるべき事項」の記載に代わる書類を添付させる。なお、必要と認める場合には、相続人については、地位の承継を証する書類（例えば、相続人の同意により選定された場合は当該事実を証する書面）法人については、合併又は分割することが確実であると認められる書類（例えば、吸收合併契約（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 749 条第 1 項）新設合併契約（会社法第 753 条第 1 項）吸收分割契約（会社法第 758 条）新設分割計画（会社法第 763 条）等に係る書面の写し）を提出させるものとする。また、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により設立される法人に<u>あつて</u>は、登記後速やかに登記事項証明書を提出させるものとする。</p> <p>令第 4 条の 15 第 2 項において準用する令第 39 条の 2 第 1 項第 2 号（<u>（相続年月日）</u>）に規定する「相続があつた年月日」とは、被相続人の死亡日をいい、令第 4 条の 15 第 2 項において準用する令第 39 条の 2 第 2 項第 3 号（<u>（合併又は分割予定年月日）</u>）に規定する「合併又は分割が予定されている年月日」とは、吸收合併契約若しくは吸收分割契約に係る書面に記載された効力発生日又は新設合併若しくは新設分割の登記（成立）予定日をいう。</p> <p>合併又は分割に係る承継の承認申請は、前記 に規定する効力発生日又は成立日以前に行わせるものとし、合併の場合には合併しようとする法人の連名により、分割の場合には分割しようとする法人と分割後当該特例輸入者に係る指定貨物の輸入の業務を承継しようとする法人の連名により申請を行わせるものとする。ただし、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画等に係る書面の写しにより合併又は分割に係る法人間の関係が明らかである場合には、当該合併又は分割に係る一の法人の名をもつて申請を行わせて差し支えない。</p> <p>及び（同左）</p> <p>承継の承認申請について承認するときは、「特例輸入者承認の承継の承認書」（C-9070）を、承認しないときは、「特例輸入者承認の承継の不承認書」（C-9080）を交付することにより行う。</p>
第 4 節 関税の納付及び徴収	第 4 節 関税の納付及び徴収

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（関税の担保の種類）</p> <p>9の6 - 1 法第9条の6第1項((担保の種類))に規定する関税の担保の種類については、次による。</p> <p>~ （省略）</p> <p>「税関長が確実と認める保証人の保証」とは、原則として、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）<u>第2条第3項に規定する生命保険会社、同条第4項に規定する損害保険会社、同条第8項に規定する外国生命保険会社等又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等の保証をいう。</u></p> <p>ただし、税関長が資力、信用等が確実であると認める場合には、その他の保証人の保証を認めて差し支えない。</p> <p>（省略）</p>	<p>（関税の担保の種類）</p> <p>9の6 - 1 法第9条の6第1項((担保の種類))に規定する関税の担保の種類については、次による。</p> <p>~ （同左）</p> <p>「税関長が確実と認める保証人の保証」とは、原則として、銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法（昭和 26 年法律第 238 号）による信用金庫、保険業法（平成 7 年法律第 105 号）<u>第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等の保証をいう。</u></p> <p>ただし、税関長が資力、信用等が確実であると認める場合には、その他の保証人の保証を認めて差し支えない。</p>
<p>（据置担保）</p> <p>9の6 - 5 法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、提供者から一定の期間内における輸入申告、納税申告又は輸入許可前引取りの承認申請等に係る担保（以下「据置担保」という。）を提供したい旨の申出があつたときは、<u>前記9の6 - 1の</u>、<u>及び</u> <u>に規定する担保であり、かつ、関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。</u>この場合において、引取担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保、<u>特例申告納期限延長に係る担保及び輸入許可前引取りに係る担保は、同一の担保物件で提供させて差し支えない。</u>（以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。）</p> <p>なお、一括担保は据置担保とし、引取担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p>	<p>（据置担保）</p> <p>9の6 - 5 法、定率法その他関税に関する法律の規定により担保の提供を要する場合において、提供者から一定の期間内における輸入申告、納税申告又は輸入許可前引取りの承認申請等に係る担保（以下「据置担保」という。）を提供したい旨の申出があつたときは、<u>前記9の6 - 1の</u>、<u>及び</u> <u>に規定する担保であり、かつ、関税の徴収上支障がないと認められる限り、受理して差し支えない。</u>この場合において、引取担保、個別納期限延長に係る担保、包括納期限延長に係る担保及び<u>特例申告納期限延長に係る担保は、同一の担保物件で提供させて差し支えない。</u>（以下同一の担保物件で提供された担保を「併用担保」という。）</p> <p>なお、一括担保は据置担保とし、<u>前記9の6 - 1の</u> <u>及び</u> <u>に規定する担保に限定するものとし、</u>引取担保、包括納期限延長に係る担保、特例申告納期限延長に係る担保又は輸入許可前引取りに係る担保として提供できるものとする。</p>
<p>（担保の提供等）</p>	<p>（担保の提供等）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>9の6-6 令第8条の2((担保の提供の手続))の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」(C-1090)2通に同条各号に掲げる次の書類等を添付して提出させる。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものに<u>あっては</u>包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出させる。</p> <p>イ～ハ（省略） 及び（省略）</p> <p>提供しようとする担保が引取担保であるときは、担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に特定月に係る担保提供額を記載させたうえ、特定月毎に、当該特定月の前月末日までに提供させる。ただし、二以上の特定月に係る担保をまとめて一の担保物件により提供したい旨の申出があつた場合には、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した<u>貨物</u>について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行つた月数で除して得た額（以下この号において「算出担保額」という。）の2倍以上に相当する額の担保の提供があつた場合に限り、受理して差し支えない。</p> <p>また、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄の<u>かっこ</u>書に、引取担保に係る提供額を記載させる。この場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第9条の2第1項から第3項までに規定する納期限延長に係る担保として使用しない。</p> <p>～（省略）</p> <p>（修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認めら</p>	<p>9の6-6 令第8条の2((担保の提供の手続))の規定による関税の担保の提供等は、次による。</p> <p>次に掲げる担保を提供しようとする者がある場合には、それぞれの場合に応じ、「担保提供書」(C-1090)2通に同条各号に掲げる次の書類等を添付して提出させる。</p> <p>なお、一括担保の場合は、当該一括担保を使用する二以上の税関官署のいずれか一の税関官署（包括納期限延長に係るものに<u>あっては</u>包括納期限延長申請書を提出する税関官署）に提出させる。</p> <p>イ～ハ（同左） 及び（同左）</p> <p>提供しようとする担保が引取担保であるときは、担保提供書の「一月当たりの引取担保提供額」欄に特定月に係る担保提供額を記載させたうえ、特定月毎に、当該特定月の前月末日までに提供させる。ただし、二以上の特定月に係る担保をまとめて一の担保物件により提供したい旨の申出があつた場合には、特定月の属する年の前年において輸入予定地において輸入した<u>指定貨物</u>について特例申告により納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額を当該特例申告を行つた月数で除して得た額（当該前年において当該輸入予定地において輸入した指定貨物について特例申告を行つたことがない場合にあつては、当該指定貨物について納付した又は納付すべきことが確定した関税等の額の合計額の12分の1に相当する額。以下この号において「算出担保額」という。）の2倍以上に相当する額の担保の提供があつた場合に限り、受理して差し支えない。</p> <p>なお、算出担保額は、対象となる指定貨物が複数ある場合において、指定貨物毎に算出するものではないので留意すること。</p> <p>また、提供しようとする引取担保が併用担保である場合は、担保提供書の「担保金額」欄の<u>かっこ</u>書に、引取担保に係る提供額を記載させる。この場合において、当該引取担保に係る提供額は、法第9条の2第1項から第3項までに規定する納期限延長に係る担保として使用しない。</p> <p>～（同左）</p> <p>（修正申告書の提出が更正があるべきことを予知してされたものと認めら</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れる場合の取扱い）</p> <p>12の2 - 2 法第12条の2第4項の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告貨物にあっては特例申告書）の内容を検討した上での非違事項の指摘等により、当該輸入者が具体的な調査があつたことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p> <p>（延滞税の期間計算の特例規定の取扱いについて）</p> <p>12 - 5 法第12条第7項の規定（以下この項において「特例規定」という。）に係る取扱いは、次による。</p> <p>— 延滞税の計算の基礎となる関税が次のいずれかに該当するものである場合には、特例規定の適用はないものとして取扱う。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 1 重加算税が課されたものである場合</p> <p><input type="checkbox"/> 2 法第11章第2節の規定による通告処分若しくは告発がされたものである場合</p> <p>なお、延滞税の計算の基礎となった関税について、当初過少申告加算税又は無申告加算税が課されていたところ、その後これらが取消しされ、重加算税が課された場合には、当初から特例規定の適用がないものとして、延滞税を徴収することとなるので留意する。</p> <p>— 特例規定の適用に当たっては、重加算税の計算の基礎となった部分の税額又は通告処分若しくは告発の原因となった部分の税額についてだけ適用がないものとして取扱う。</p>	<p>れる場合の取扱い）</p> <p>12の2 - 2 法第12条の2第4項（過少申告加算税を課さない場合）の規定を適用する場合において、その輸入者に対する実地調査、その輸入者の取引先に対する反面調査又はその輸入者の輸入（納税）申告書（特例申告に係る指定貨物にあっては特例申告書）の内容を検討した上での非違事項の指摘等により、当該輸入者が具体的な調査があつたことを了知した後に修正申告書が提出されたと認められる場合、当該修正申告書の提出は、原則として、「更正があるべきことを予知してされたもの」に該当する。</p> <p>（新規）</p>
<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>（外国貿易船等の入港手続）</p> <p>15 - 3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>~ （省略）</p> <p>同条第9項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」（C - 2010）1通とする。ただし、適宜の様式に令第13条</p>	<p>第3章 船舶及び航空機</p> <p>（外国貿易船等の入港手続）</p> <p>15 - 3 法第15条の規定による船舶等の入港手続については、次による。</p> <p>~ （同左）</p> <p>同条第9項の規定により外国貿易機の機長から提出させる書類は、「入出港届」（C - 2010）1通とする。ただし、適宜の様式に令第13条</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第 4 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第 15 条第 9 項に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。</p> <p>及び（省略）</p> <p>入港の際、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記及びに規定する書類のほか、外国貿易船にあっては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあっては適宜の様式による外地購入残存品目録（機用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求ることとする。</p> <p>— 本邦内の開港等において法第 15 条第 1 項又は第 7 項に規定する積荷に関する事項を報告後、積み替えのため仮陸揚された貨物に係る本邦内の他の船（取）卸港における報告については、仮陸揚港における当該仮陸揚貨物の船積（搭載）が確認された後速やかに（電子情報処理組織による場合においては、船（取）卸港における船（取）卸確認までに）報告させることとして差し支えない。</p>	<p>第 4 項に掲げるすべての記載事項が記載された書面が提出された場合は、法第 15 条第 3 項に規定する入港届の提出があったものとして取扱うものとする。</p> <p>及び（同左）</p> <p>入港の際、税関において取締り上必要があると認めるときは、上記及びに規定する書類のほか、外国貿易船にあっては前港の出港許可書の提示、外国貿易機にあっては適宜の様式による外地購入残存品目録（船用油のタンク別明細を含む。）の提出その他必要と認める書類の提示又は提出を求ることとする。</p> <p>（新設）</p>
<p>（外国貿易船等の入出港の簡易手続）</p> <p>18 - 4 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>令第 16 条の 2 第 3 項ただし書及び同条第 6 項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第 2 条の 6 第 2 項各号及び同条第 4 項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号及び同条第 4 項第 1 号に該当するものとして、法第 18 条第 1 項本文及び同条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号、規則第 2 条の 3 第 3 項各号及び前記 15 - 6（積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等）に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ロ 令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 1 項本文及び同条第 3 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゆつ品以外の貨物の積卸を行う場合にお</p>	<p>（外国貿易船等の入出港の簡易手続）</p> <p>18 - 4 外国貿易船等の入出港の簡易手続は、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>令第 16 条の 2 第 3 項ただし書及び同条第 6 項ただし書に規定する場合及び時は、積荷に関する事項について、規則第 2 条の 6 第 2 項各号及び同条第 4 項各号に掲げるもののほか、次の場合にあっては、その区分に応じた時までに報告すれば足りる。</p> <p>イ 令第 16 条の 2 第 1 項第 1 号及び同条第 4 項第 1 号に該当するものとして、法第 18 条第 1 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、傷病者若しくは遭難者の携帯品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行う貨物が規則第 2 条の 2 第 3 項第 1 号又は第 2 号、規則第 2 条の 3 第 3 項各号及び前記 15 - 6（積荷に関する事項の報告における貨物の範囲等）に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ロ 令第 16 条の 2 第 1 項第 2 号及び同条第 4 項第 2 号に該当するものとして、法第 18 条第 1 項本文の規定の適用を受けて入港した場合であって、救じゆつ品以外の貨物の積卸を行う場合において、その積卸を行</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>いて、その積卸を行う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号、規則第2条の3第3項各号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ハ及びニ (省略) 及び (省略)</p> <p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続)</p> <p>18の2-2 法第18条の2((特殊船舶等の入出港の簡易手続))の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記<u>18-4</u> (外国貿易船等の入出港の簡易手続)の手続に準ずる。</p> <p>(特殊船舶等の不開港の入港手続)</p> <p>20の2-1 法第20条の2((特殊船舶等の不開港への出入))の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15の2-1 (特殊船舶等の入港手続)の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。</p> <p><u>ただし、検疫のみを目的として検疫区域に出入する場合には、法第20条第1項((不開港への出入))に規定する外国貿易船等の取扱いに準ずるものとする。</u></p>	<p>う貨物が規則第2条の2第3項第1号又は第2号、規則第2条の3第3項各号及び前記15-6に規定する報告を省略できる貨物である場合 当該貨物の積卸を行う時</p> <p>ハ及びニ (同左) 及び (同左)</p> <p>(特殊船舶等の入出港の簡易手続)</p> <p>18の2-2 法第18条の2((特殊船舶等の入出港の簡易手続))の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記<u>18-5</u> (外国貿易船等の入出港の簡易手続)の手続に準ずる。</p> <p>(特殊船舶等の不開港の入港手続)</p> <p>20の2-1 法第20条の2((特殊船舶等の不開港への出入))の規定による特殊船舶等の入港手続については、前記15の2-1 (特殊船舶等の入港手続)の手続に準ずるものとし、この場合においては、入港届の左側上部に「特殊船舶」又は「特殊航空機」と注記させる。</p>
<p>第4章 保税地域</p> <p>第3節 保税蔵置場</p> <p>(「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示)</p> <p>43の2-2 法第43条の2第2項にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p><u>原油又は石油ガスを備蓄用に蔵置する場合</u> ~ (省略)</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項の規定による外国貨物を保税蔵置場に置く</p>	<p>第4章 保税地域</p> <p>第3節 保税蔵置場</p> <p>(「税関長が特別の事由があると認めるとき」の例示)</p> <p>43の2-2 法第43条の2第2項((保税蔵置場の蔵置期間の延長))にいう「税関長が特別の事由があると認めるとき」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。</p> <p><u>原油を備蓄用に蔵置する場合</u> ~ (同左)</p> <p>(外国貨物を置くことの承認の申請手続)</p> <p>43の3-2 法第43条の3第1項((外国貨物を置くことの承認))の規定によ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>蔵入承認申請書の提出に際しては、令第 36 条の 3 第 2 項に規定する仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか、協定税率（定率法第 5 条の規定に基づき協定税率の適用がある場合を含む。以下同じ。）<u>EPA</u>税率又は特惠税率の適用を受けようとする場合であつて蔵入承認申請書の提出の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類を添付させる（協定税率適用の場合にあつては、後記 68-3-7 の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）</p> <p>（省略）</p>	<p>る外国貨物を保税蔵置場に置くことの承認（以下この項において「蔵入承認」という。）の申請手続については、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>蔵入承認申請書の提出に際しては、令第 36 条の 3 第 2 項（<u>外国貨物を置くことの承認の申請の際の添付書類</u>）に規定する仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか、協定税率（定率法第 5 条（<u>便益関税</u>）の規定に基づき協定税率の適用がある場合を含む。以下同じ。）<u>シンガポール税率</u>、<u>メキシコ税率</u>、<u>マレーシア税率</u>又は特惠税率の適用を受けようとする場合であつて蔵入承認申請書の提出の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類を添付させる（協定税率適用の場合にあつては、後記 68-3-7（<u>原産地認定の方法</u>）の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）</p> <p>（同左）</p>
<p>第 4 節 保税工場</p> <p>（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）</p> <p>58 の 2-1 法第 58 条の 2 の規定は、石油精製の保税作業を行う保税工場について適用があるものとし、その適用については、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>石油精製の保税作業により製造された外国貨物のうち、その外国貨物を使用して引き続き令第 46 条各号に掲げる貨物を製造するものについては、常圧蒸留装置による留出が終わった段階では輸入申告をさせるには及ばないが、それらの外国貨物を使用するその後の作業工程で、副次的に製造された内需用の製品については、その製造が終わった段階で遅滞なく輸入（納税）申告（<u>特例申告貨物</u>にあつては、輸入申告）を行わせる。</p> <p>（省略）</p>	<p>第 4 節 保税工場</p> <p>（保税作業による製品に係る納税申告等の特例）</p> <p>58 の 2-1 法第 58 条の 2（<u>保税作業による製品に係る納税申告等の特例</u>）の規定は、石油精製の保税作業を行う保税工場について適用があるものとし、その適用については、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>石油精製の保税作業により製造された外国貨物のうち、その外国貨物を使用して引き続き令第 46 条各号（<u>保税作業により製造されるべき外国貨物の指定</u>）に掲げる貨物を製造するものについては、常圧蒸留装置による留出が終わった段階では輸入申告をさせるには及ばないが、それらの外国貨物を使用するその後の作業工程で、副次的に製造された内需用の製品については、その製造が終わった段階で遅滞なく輸入（納税）申告（<u>特例申告に係る指定貨物</u>にあつては、輸入申告）を行わせる。</p> <p>（同左）</p>
<p>第 6 章 通 関</p>	<p>第 6 章 通 関</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 1 節 一般輸出通關	第 1 節 一般輸出通關
<p>（特定輸出申告の方法）</p> <p>67 の 3 - 1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）は、前記 67 - 1 - 2 の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」（C - 5010）の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの）を以て、令第 59 条の 4 において読み替えて適用する令第 58 条に規定する事項を記載させ、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所若しくは当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄する税關官署に提出させることにより行わせるものとする。</p> <p>なお、当該貨物の積込みを予定している開港、税關空港又は不開港を管轄する税關官署に特定輸出申告書を提出した場合であつて、積込港等に変更があった場合は、その申告を撤回させるものとする。また、輸出の許可後に当該変更があった場合の取扱いは、前記 67 - 1 - 12 の規定に準じて行うものとする。</p>	<p>（特定輸出申告の方法）</p> <p>67 の 3 - 1 特定輸出申告（法第 67 条の 3 第 2 項（<u>輸出申告の特例</u>）に規定する特定輸出申告をいう。以下同じ。）は、前記 67 - 1 - 2（<u>輸出申告の手続</u>）の規定にかかわらず、特定輸出申告書（「輸出申告書」（C - 5010）の標題を「特定輸出申告書」と訂正したもの）を以て、令第 59 条の 4（<u>特定輸出申告の申告事項等</u>）において読み替えて適用する令第 58 条（<u>輸出申告の手続</u>）に規定する事項を記載させ、3 通（原本、許可書用、統計用）を特定輸出申告をしようとする貨物が蔵置されている場所を管轄する税關官署に提出させることにより行わせるものとする。この場合、法第 67 条の 3 第 2 項の規定により、特定輸出申告は、当該申告に係る貨物が置かれている場所を管轄する税關長に対してしなければならないことから、移動中の貨物については当該申告が行えないことに留意する。</p> <p>なお、一の特定輸出申告に係る貨物が、当該貨物が置かれる場所（後記 67 の 3 - 9（<u>特定輸出者の承認申請手続</u>））に規定する貨物の蔵置が予定される場所を以て、順次に搬入され、搬入の順に従つてコンテナー等に詰め込まれて順次に搬出される場合には、最初のコンテナー等への詰込みが終了した時から特定輸出申告を行わせることとし、輸出の許可が行われた後に当該コンテナー等を順次に搬出させることとして差し支えないものとする。</p> <p>また、一の特定輸出申告を行うことができる品目の範囲は、通常の輸出申告（前記 67 - 1 - 1（<u>輸出申告の手続</u>）に規定する輸出申告をいう。）と同様に、特定輸出申告書の上段の各項目に記載すべき事項が原則として共通しており、かつ、一の仕入書に記載されている品目の範囲とするが、コンテナーに詰め込まれる貨物にあつては、これらの条件に加え、当該特定輸出申告を行う日にコンテナーに詰め込まれることが確実であるものに限るものとする。</p> <p>（特定輸出申告に係る貨物の検査）</p> <p>67 の 3 - 3 特定輸出申告に係る貨物について検査を行う必要があると認められる場合の検査については、前記 67 - 1 - 7（<u>の口及びハを除く</u>）及び 67 - 1 - 8 の規定により取り扱うものとする。なお、特定輸出申告に係</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
る貨物について行う法第67条の検査は、法第69条の規定の適用を受けることとなるので留意する。	うものとする。なお、特定輸出申告に係る貨物について行う法第67条((輸出又は輸入の許可))の検査は、法第69条((貨物の検査場所))の規定の適用を受けることとなるので留意する。
（特定輸出申告の対象とならない貨物） 67の3-7 特定輸出申告は、令第59条の5に規定する貨物については行うことができない。また、法第67条の3第4項及び令第59条の6の規定の適用を受けて輸出しようとする貨物についても、特定輸出申告を行うことができないので留意する。	（特定輸出申告の対象とならない貨物） 67の3-7 特定輸出申告は、令第59条の5((輸出申告の特例を適用しない貨物の指定))に規定する貨物については行うことができない。また、法第67条の3第4項((輸出申告の特例))及び令第59条の6((輸出申告の特例が適用される貨物に適用しない規定の指定))に規定する規定の適用を受けて輸出しようとする貨物についても、特定輸出申告を行うことができないので留意する。なお、次の貨物については、当分の間、これらを特定輸出申告の対象とはしないこととするので留意する。
	<p>海上貨物のうち、</p> <ul style="list-style-type: none"> — 他の荷主の貨物とともに一のコンテナーに詰め込んで輸出する貨物 — コンテナーに詰め込んで輸出する貨物以外の貨物（輸出許可後船積みまでの間に他の貨物と混同し、又はその貨物の荷姿が変更されるおそれがない貨物であつて、特定輸出貨物の管理を行う上で支障がないと認められるもの（例えば、自動車、大量のばら貨物、巨大重量物等。）を除く。） — 航空貨物のうち、他の荷主の貨物とともに一のULD（国際輸送に使用されるコンテナー、イグルー、パレット及びこれらに類する航空貨物用輸送器具をいう。以下この項において同じ。）を利用して輸出する貨物。ただし、当該特定輸出貨物が次のいずれにも該当する場合であつて、当該特定輸出貨物の管理を行う上で支障がないと認められる場合には、他の荷主の貨物とともに一のULDを利用して輸出する場合であつても、特定輸出申告の対象として差し支えないものとする。 — 特定輸出申告を行う際に、当該特定輸出申告に係る特定輸出貨物のみを集積し、これを他の貨物と混同することなく容易に特定できる程度の容積又は重量を有する一の集合体として堅固に梱包し、又は包装された状態にあるもの（例えば、当該集合体にフィルムを掛け、ネット等で覆い、かつ、当該ネット等の上から緊縛したもの。） — 上記の状態のままで外国貿易機に積み込まれることが予定されているものであつて、その状態が変更されるおそれがないことが確実で

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（特定輸出者の承認申請手続）</p> <p>67 の 3 - 9 法第 67 条の 3 第 1 項の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請」という。）は、「<u>特例輸入者・特定輸出者承認申請書</u>」（C-9000）（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次による。</p> <p>承認申請書には、令第 59 条の 7 第 2 項に規定する法第 67 条の 4 第 3 号の規則（以下この項及び後記 67 の 5 - 1 において「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）及び令第 59 条の 7 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付させるものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付させるものとする。</p> <p>令第 59 条の 7 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合、申請者が法第 7 条の 2 第 1 項の承認を受けており、これら</p>	<p>あるもの</p> <p>（特定輸出者の承認申請手続）</p> <p>67 の 3 - 9 法第 67 条の 3 第 1 項（<u>輸出申告の特例</u>）の規定に基づく承認（以下「特定輸出者の承認」という。）の申請（以下この項から後記 67 の 10 - 2（<u>特定輸出貨物に係る輸出許可の取消し</u>）までにおいて「承認申請」という。）は、「<u>特定輸出者承認申請書</u>」（C-9400）（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「承認申請書」という。）2 通（原本、申請者用）を、原則として主たる輸出業務を行っている事業所の所在地を管轄する税関の特定輸出者の承認に係る事務等を担当する部門（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当部門」という。）に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、承認申請書の提出先税関（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて単に「担当税関」という。）の最寄りの官署（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「署所」という。）の窓口担当部門（各税関の実情に応じて定める書類提出先部門をいう。以下同じ。）へ提出させることを妨げない。この場合において、当該承認申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>なお、承認申請書の添付書類及び承認申請書の記載事項の取扱いは、次によるものとするが、この場合において、規則第 9 条第 1 項に規定する法令遵守規則の記載事項については、特定輸出者の承認を受けようとする企業等の組織の規模等に応じ、「部門」を「担当」と読み替えて適用して差し支えないものとする。</p> <p>承認申請書には、令第 59 条の 7 第 2 項（<u>特定輸出者の承認の申請の手続等</u>）に規定する法第 67 条の 4 第 3 号（<u>承認の要件</u>）の規則（以下この項から後記 67 の 10 - 2 までにおいて「法令遵守規則」という。）2 通（原本、申請者用）及び令第 59 条の 7 第 3 項に規定する登記事項証明書 1 通を添付せるものとする。ただし、申請者が法人以外の者であるときは、法令遵守規則 2 通及び住民票その他の本人確認が可能な書類 1 通を添付せるものとする。</p> <p>令第 59 条の 7 第 1 項第 4 号の「その他参考となるべき事項」とは、次のような事項をいう。ただし、これらの事項が法令遵守規則に記載されている場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の事項が既に明らかである場合又はこれらの事項を明らかにする書類が添付されている場合には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化させることとして差し支えない。</p> <p>イ～ニ（省略）</p> <p>ホ 特定輸出申告を行う予定の貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無</p> <p>ヘ及びト（省略）</p> <p>チ 輸出業務に携わる担当者の氏名及び職名</p> <p>リ 税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあっては、その通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>ヌ（省略）</p> <p>ル 輸出貨物の管理（法第 67 条の 4 第 2 号の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>ヲ 法第 94 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子帳簿保存法の規定に基づく保存等の承認（同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。）を受けている場合には、その旨を含む。）</p>	<p>には、その記載されている範囲又はその明らかにされている範囲内において、承認申請書への記載を省略させ、又はその記載内容を簡略化させることとして差し支えない。</p> <p>イ～ニ（同左）</p> <p>ホ 貨物の輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号及び法第 70 条第 1 項又は第 2 項に該当する他の法令の有無</p> <p>ヘ及びト（同左）</p> <p>チ 輸出業務に携わる担当者（後記 67 の 4 - 1（承認の審査）に規定する担当者をいう。）の氏名及び職名</p> <p>リ 税関手続（輸出貨物に係る税関手続に限る。）を通関業者に委託している場合にあっては、その通関業者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>ヌ（同左）</p> <p>ル 輸出貨物の管理（法第 67 条の 4 第 2 号（承認の要件）の貨物の管理をいう。）を申請者以外の者に委託している場合にあっては、その者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに責任者の氏名</p> <p>ヲ 法第 94 条第 2 項（帳簿の備付け等）において準用する同条第 1 項の規定その他の国税に関する法律の規定により現に輸出貨物に関する帳簿を備え付け、輸出貨物に係る書類とともに保存している申請者にあっては、その帳簿及び保存している書類の名称その他該帳簿書類の保存に関する状況（当該帳簿書類の保存について、電子帳簿保存法の規定に基づく保存等の承認（同条第 3 項において準用する電子帳簿保存法の規定に基づく承認を含む。）を受けている場合には、その旨を含む。）</p>
<p>（特例輸入者に関する規定の準用）</p> <p>67 の 3 - 10 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合、令第 59 条の 7 第 4 項の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知、令第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出については、それぞれ前記 7 の 2 - 6、7 の 2 - 7 及び 7 の 2 - 8 の規定に準じて取り扱う。この場合において、7</p>	<p>（承認申請の撤回手続）</p> <p>67 の 3 - 10 承認申請書の提出後において、承認又は不承認の通知までの間に申請の撤回の申出があった場合には、申請者の住所、氏名又は名称及び輸出入者符号並びに撤回の理由を記載した任意の様式による「特定輸出者承認申請撤回申請書」1 通を承認申請書の提出先税関に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>の 2 - 8 中「法第 7 条の 5 第 1 号イからホまでのいすれか」とあるのは、「法第 67 条の 4 第 1 号イからニまでのいすれか」と、「法第 7 条の 11 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいすれか」とあるのは「法第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号までのいすれか」と読み替えるものとする。</p> <p>（削除）</p>	<p>提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>
<p>（削除）</p>	<p><u>（承認等の通知）</u></p> <p>67 の 3 - 11 令第 59 条の 7 第 4 項((特定輸出者の承認の申請の手続等))の規定に基づく承認又は不承認の申請者への通知は、特定輸出者承認通知書（C - 9410）又は特定輸出者不承認通知書（C - 9420）（以下この項において「承認通知書等」という。）を交付することにより行う。なお、承認通知書等の交付は、承認申請書を受理した日（署所の窓口担当部門に提出された場合にあつては、当該窓口担当部門において受理した日）から 2 月以内に行うよう努めることとするが、やむを得ない理由により 2 月を超える場合は、あらかじめ申請者にその旨を通知するものとする。</p> <p><u>（承認内容の変更手続）</u></p> <p>67 の 3 - 12 令第 59 条の 7 第 5 項の規定に基づく特定輸出者の承認内容の変更の届出は、「特定輸出者承認内容変更届」（C - 9430）2 通（原本、届出者用）を承認を受けた税関に提出することにより行わせる。また、法第 67 条の 4 第 1 号((承認の要件))及び第 67 条の 8 第 1 項第 2 号から第 4 号まで((承認の失効))のいすれかに該当した場合には、その旨を承認内容の変更手続により遅滞なく税関に届け出るようしようようする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>（承認の審査）</p> <p>67 の 4 - 1 法第 67 条の 4 に規定する承認の要件の審査は、「特例輸入者及び特定輸出者の承認要件の審査要領について」（平成 19 年 3 月 31 日財関第 418 号）に基づき行うものとする。</p>
	<p>（承認の審査）</p> <p>67 の 4 - 1 法第 67 条の 4 第 1 号、第 2 号及び第 3 号((承認の要件))に規定する事項に関する取扱いは、それぞれ次によるものとする。</p> <p>— 法第 67 条の 4 第 1 号に関する取扱い</p> <p>承認申請があつた場合には、申請者（申請者が法人である場合には、その役員、代理人、使用人その他の従業者を含む。）が過去の一定期間に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>法令違反がないこと及び特定輸出者の承認を取り消された者でないことについて、厳格に審査する。この場合において、法第67条の4第1号二に規定する「<u>使用人その他の従業者</u>」は、<u>支配人、支配人に準ずる地位にある者</u>及びこれらの者を直接補佐する職にある者並びに輸出業務（輸出に関連する経理、営業その他の業務を含む。）に直接携わる担当者とし、輸出業務以外の業務に従事している者であつて、かつ、申請者の輸出業務に影響力を有していないことが明らかであると認められる者は除外ものとする。</p> <p>法第67条の4第2号に関する取扱い</p> <p>申請者が特定輸出申告に係る貨物の輸出に関する業務（当該貨物を輸出のために外国貿易船等に積み込むまでの間の当該貨物の管理に関する業務を含む。以下この項において「<u>特定輸出関連業務</u>」という。）を適正に遂行することができる能力を有しているか否かの判断は、次の要件を満たしているか否かを審査した上で総合的に行うものとする。</p> <p>イ 申請者が貨物の輸出に係る税関手続に関し、十分な知識及び経験を有していること。</p> <p>ロ 申請者が貨物の管理に係る業務に関し、次の要件を満たしていること。</p> <p>保管施設における貨物の在庫及び出入庫について、その適切な管理を行うための体制を有していること及び当該体制が有効に機能していると認められること。</p> <p>移動中の貨物について、その現在地、貨物の状況等を適時に把握するための体制を有していること及び当該体制が有効に機能していると認められること。</p> <p>保管施設に置かれている貨物及び移動中の貨物について、当該貨物の亡失、盗難等を防止し、貨物の保全を図るための体制（警備員の配置、定時における巡回の実施等貨物の保全を図るための体制をいう。）の保持又は必要な措置（障壁、フェンス等の設置、照明器具の設置による適度な照度の確保、施錠その他外部からの侵入を防止するための必要な措置をいう。）が講じてあること。</p> <p>ハ 貨物の輸出に係る税関手続又は貨物の管理に係る業務を担当する部門について、当該部門における業務の種類及び量に照らし、これらの手続又は業務について十分な知識及び経験を有する従業者が適切に配</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>置かれていること。</p> <p><u>法第 67 条の 4 第 3 号に関する取扱い</u></p> <p>法令遵守規則（法第 67 条の 4 第 3 号に規定する規則をいう。以下この項において同じ。）には、規則第 9 条（法令遵守規則の記載事項）に規定する事項を記載するほか、次の事項を参考として、申請者の実情に応じて法その他の法令の規定を遵守するために必要な事項を記載させるものとする。なお、申請者が、法令遵守のための社内規則を既に定めている場合には、当該社内規則にこれらの事項のうち当該社内規則に記入されていないものを追記したものを法令遵守規則として取り扱つても差し支えないので留意する。</p> <p>イ 総則</p> <ul style="list-style-type: none"> — 目的 — 法令遵守規則は、特定輸出関連業務を適正に遂行するため、必要な措置を定めるために制定するものであることを定める。 — 適用範囲 — 法令遵守規則が適用される業務等の範囲を定める。 <p>ロ 組織</p> <ul style="list-style-type: none"> — 社内体制の構築 — 特定輸出関連業務に関する責任体制を明らかにするため、規則第 9 条第 1 号に規定する部門の名称並びにその具体的な業務の内容及び業務の手順、部門の責任者及びその責任の範囲を定める。 — 従業者の適正配置 — 上記に規定する部門ごとの特定輸出関連業務の種類及び量、従業者の知識及び経験に照らし、部門ごとに従業者が適正に配置されることを定める。 <p>ハ 税関手続</p> <ul style="list-style-type: none"> — 特定輸出申告の対象貨物の管理 — 特定輸出申告の対象となる貨物のリスト（以下「対象貨物リスト」という。）を作成し、当該対象貨物リストに貨物の品名、記号、番号、輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号、仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所、該当する他法令の名称及び条項その他参考となるべき事項を記載すべきことを定める。 — 対象貨物のリストの審査

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>上記 の対象貨物リストについて、輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号、該当する他法令の条項等に誤りがないか、特定輸出関連業務を総括する部門又は他の適当な部門において審査すべきことを定める。</u></p> <p>対象貨物力 ドの作成及び審査等</p> <p><u>上記 の対象貨物リストに記載のない貨物について特定輸出申告をしようとする場合には、特定輸出申告の対象となる貨物の力 ド（以下「対象貨物力 ド」という。）を作成し、当該対象貨物力 ドに貨物の品名、記号、番号、輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号、仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所、該当する他法令の名称及び条項その他参考となるべき事項を記載すべきこと及び当該対象貨物力 ドに輸出統計品目番号の決定等に必要な契約書、商品説明書等の書類、サンプル、他法令に該当するか否かの確認結果等を添付するものとし、特定輸出関連業務を総括する部門又は他の適当な部門において審査すべきことを定める。また、対象貨物力 ドに記載されている貨物の品名、記号、番号、輸出統計品目番号又は定率法別表の項若しくは号の番号、仕向人の氏名又は名称及び住所又は居所、該当する他法令の名称及び条項その他参考となるべき事項を対象貨物リストに追記すべきことを定める。</u></p> <p>税関手続の方法及び手順</p> <p><u>特定輸出申告その他貨物の状態に応じて履行する必要がある税関手続について、その方法、手順及び留意すべき事項を定める。</u></p> <p>税関検査への対応</p> <p><u>特定輸出申告を行つた貨物について、税関が検査を実施することとなつた場合の対応の方法及び手順を定める。</u></p> <p>二 貨物管理</p> <p>貨物と書類の対査確認</p> <p><u>特定輸出申告書、仕入書、契約書、その他税関への提出書類に記載された貨物と現に輸出しようとする貨物が同一であることの確認を行うべき旨を定める。</u></p> <p>保管施設における在庫管理</p> <p><u>特定輸出申告がされた貨物について、その出庫までの間の当該保管施設における貨物の管理の方法及び手順並びに貨物の保全のため</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>の具体的方法及び手順を定める。</u></p> <p>— <u>保管施設からの出庫管理</u> <u>特定輸出申告を行い輸出の許可を受けた貨物（以下「特定輸出貨物」という。）を保管施設から出庫する場合の貨物の確認の方法及び手順を定める。</u></p> <p>— <u>移動中の貨物の管理</u> <u>保管施設から出庫した特定輸出貨物について、運送経路の確定、運送の方法、貨物の現在地及び現状についての確認の方法等について定める。</u></p> <p>— <u>外国貿易船等への積込みの管理</u> <u>特定輸出貨物の港湾施設又は空港施設への到着から外国貿易船又は外国貿易機への積込みまでの間の貨物の管理の方法及び手順並びに外国貿易船又は外国貿易機への積込みの確認の方法及び手順を定める。</u></p> <p>ホ <u>法令遵守状況の監査</u> <u>法令の遵守状況を監査する部門における定期的かつ継続的な監査制度を確立し、監査の方法及び手順並びに法令遵守規則に違反する行為があつた場合の指導、勧告等に関する対応措置を定める。</u></p> <p>ヘ <u>関連会社の指導等</u> <p>— <u>関連会社の責務</u> <u>関連会社（特定輸出関連業務を行う子会社、関連会社、通関業者その他の関係者をいう。）は、特定輸出者と連携して特定輸出関連業務を適正に遂行する責務を有すること及びその責任の範囲を定める。</u></p> <p>— <u>関連会社の指導及び管理</u> <u>税関手続を委託している通関業者、貨物の保管、取扱い等を委託している関連会社等について、適正な業務の遂行を確保するための指導及び管理の体制、方法及び手順について定める。</u></p> <p>ト <u>税関との連絡体制</u> <u>税関との窓口となる担当部門の設置、特定輸出貨物についての事故、法令違反等があつた場合の税関への連絡方法、手順等について定める。</u></p> <p>チ <u>報告及び危機管理</u></p> </p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>特定輸出貨物についての事故、法令違反等があつた場合の社内の報告及び連絡体制を整備する。</u></p> <p><u>リ 帳簿書類の管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>帳簿の記載</u> <u>法第 67 条の 6 第 1 項((帳簿の備付け等))の規定により備え付けるべき帳簿に關し、その記載事項、記載すべき者を定める。</u> <u>帳簿書類の保存</u> <u>法第 67 条の 6 第 1 項の規定により保存すべき書類の名称、同項に規定する帳簿書類の保管場所及びその保管に責任を有する者を定める。</u> <p><u>ヌ 研修及び教育</u></p> <p><u>管理者及び従業者に対して法令遵守規則及び税関手続に関する理解を深めさせ、専門的知識を習得させるための研修及び教育の実施に関する体制の確立、研修及び教育の実施の方法等について定める。</u></p> <p><u>ル その他の留意事項</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>懲戒規定</u> <u>従業者について、法令遵守規則に違反する行為又は法令に違反する行為があつた場合の懲戒規定について定める。</u> <u>その他必要な事項</u> <u>その他特定輸出者の社内事情等に応じ、必要な事項を定める。</u>
<p>（特定輸出者からの事情の聴取等）</p> <p>67 の 5 - 2 <u>前記 7 の 6 - 2 の規定は、前記 67 の 5 - 1 の規定により特定輸出者に対し改善措置を求める場合において準用する。</u></p>	<p>（特定輸出者からの事情の聴取等）</p> <p>67 の 5 - 2 <u>前記 67 の 5 - 1 (改善措置の求め) の規定により改善措置を求める場合には、その原因となつた行為が生じた理由等について特定輸出者から十分に事情及び具体的な改善措置等を聴取したうえで、再発を防止するに十分な措置を求めるよう努めるものとする。</u></p>
<p>（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>67 の 7 - 1 <u>令第 59 条の 9 の規定において準用する令第 4 条の 13 の規定による届出の手続については、前記 7 の 10 - 1 の規定に準じて取り扱うものとする。</u></p>	<p>（輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出手続）</p> <p>67 の 7 - 1 <u>令第 59 条の 9 ((輸出申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手続)) の規定において準用する令第 4 条の 13 ((申告の特例の適用を受ける必要がなくなった旨の届出の手続)) の規定による届出 (以下この項において単に「届出」という。) の手続については、次による。</u></p> <p><u>届出を行うとする場合には、「特定輸出申告取りやめ届」(C 9440) 2</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>通（原本、届出者用）を特定輸出者の承認を受けた税関に提出することにより行わせる。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該届出書を受理した署所の窓口担当部門は、その届出書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p> <p>「特定輸出申告取りやめ届」には、届出者の住所及び氏名又は名称、輸出入者符号、承認を受けた年月日及び取りやめの理由を記載させるものとする。</p>
<p>（特定輸出者の承認の取消し）</p> <p>67 の 9 - 1 法第 67 条の 9 の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>法第 67 条の 9 第 1 号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>特定輸出者が法第 67 条の 4 第 2 号に適合しないこととなつたため法第 67 条の 9 第 2 号イの規定により特定輸出者の承認を取り消すことができる場合とは、特定輸出者が、例えば次の場合に該当することとなつた場合とする。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 53 条の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合</p> <p>関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項に規定する他の法令の規定に違反した場合（法第 67 条の 4 第 1 号イ又はロに該当することとなつた場合を除く。）</p> <p>令第 59 条の 10 の規定において準用する令第 4 条の 14 の規定に基づく通知は、「特例輸入者・特定輸出者承認取消書」（C - 9050）を交付することにより行うものとする。</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>67 の 10 - 1 法第 67 条の 10 において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記 7 の 13 - 1 に準じて取り扱うこととして差し支えない。</p>	<p>（特定輸出者の承認の取消し）</p> <p>67 の 9 - 1 法第 67 条の 9 <u>（承認の取消し）</u>の規定に基づき特定輸出者の承認を取り消す場合の取扱いについては、次による。</p> <p>法第 67 条の 9 第 1 号に規定する「不実の記載」には、単なる記載誤りや転記誤りによる記載は含まれないものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>特定輸出者が法第 67 条の 4 第 2 号<u>（承認の要件）</u>に適合しないこととなつたため法第 67 条の 9 第 2 号イの規定により特定輸出者の承認を取り消すことができる場合とは、特定輸出者が、例えば次の場合に該当することとなつた場合とする。</p> <p>外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）第 53 条<u>（制裁）</u>の規定に基づき経済産業大臣から輸出を禁止された場合</p> <p>関税法若しくは関税に関する法律の規定又は関税法第 70 条第 1 項若しくは第 2 項<u>（証明又は確認）</u>に規定する他の法令の規定に違反した場合（法第 67 条の 4 第 1 号イ又はロに該当することとなつた場合を除く。）</p> <p>令第 59 条の 10<u>（承認の取消しの手続）</u>の規定において準用する令第 4 条の 14<u>（承認の取消しの手続）</u>の規定に基づく通知は、「特定輸出者承認取消書」（C - 9450）を交付することにより行うものとする。</p> <p>（承継の承認申請手続等）</p> <p>67 の 10 - 1 法第 67 条の 10 <u>（許可の承継についての規定の準用）</u>において準用する法第 48 条の 2 第 2 項又は第 4 項<u>（許可の承継）</u>の規定に基づく特定輸出者の承認を承継する場合の承認の申請については、前記 7 の 13 - 1</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>（承継の承認申請手続等）に準じて取り扱うこととして差し支えない。この場合において、同項の に規定する「特例輸入者承認の承継の承認申請書」(C - 9060) については「特定輸出者の承認の承継の承認申請書」(C - 9460) を、同項の に規定する「特例輸入者承認の承継の承認書」(C - 9070) 及び「特例輸入者承認の承継の不承認書」(C - 9080) については「特定輸出者承認の承認書」(C - 9470) 及び「特定輸出者承認の承継の不承認書」(C - 9480) をそれぞれ使用せるものとする。ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の担当部門に送付するものとする。</p>
（特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続） 67 の 11 - 1 法第 67 条の 11 第 1 項の規定に基づく特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請は、「特定輸出貨物の輸出許可取消申請書」(C - 9100) 2 通を特定輸出貨物に係る輸出の許可をした税関長に提出することにより行わせる。	（特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請手続） 67 の 11 - 1 法第 67 条の 11 第 1 項(（輸出の許可の取消し）)の規定に基づく特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消しの申請は、「特定輸出貨物の輸出許可取消申請書」(C - 9490) 2 通を特定輸出貨物に係る輸出の許可をした税関長に提出することにより行わせる。
（特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消し） 67 の 11 - 2 法第 67 条の 11 第 2 項の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記 67 の 11 - 1（特定輸出貨物に係る輸出許可取消しの申請手続）の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特定輸出貨物の輸出許可取消書」(C - 9110) を使用して行うものとする。	（特定輸出貨物に係る輸出の許可の取消し） 67 の 11 - 2 法第 67 条の 11 第 2 項(（輸出の許可の取消し）)の規定に基づく輸出の許可の取消しは、前記 67 の 11 - 1（特定輸出貨物に係る輸出許可取消しの申請手続）の規定による申請が行われた場合に行うほか、例えば、次のような場合に行うこととする。この場合における特定輸出者への通知は、「特定輸出貨物の輸出許可取消書」(C - 9500) を使用して行うものとする。
及び（省略） 事故その他の事情により、特定輸出貨物が特定輸出申告書に記載された品名と異なることとなつた場合 特定輸出申告書に記載された外国貿易船又は外国貿易機への積込予定期を経過しても積込みがされない場合であつて、その後においても当該積込みが予定されていない場合	及び（同左） 事故その他の事情により、特定輸出貨物が特定輸出申告書に記載された品名と異なることとなつた場合 特定輸出申告書に記載された外国貿易船又は外国貿易機への積込予定期を経過しても積込みがされない場合であつて、その後においても当該積込みが予定されていない場合
第 3 節 一般輸入通関	第 3 節 一般輸入通関

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
（輸入申告の手続）	（輸入申告の手続）
67 - 3 - 2 法第 67 条に規定する輸入申告の手続は、次による。 <u>特例申告貨物以外の場合</u> 前記 7 - 4 の規定に基づき「輸入（納税）申告書」(C - 5020) 又は「輸入（納税）申告書」(C - 5025 - 1 及び C - 5025 - 2) 3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせる。ただし、「外国貿易等に関する統計基本通達」（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）21 - 2 に掲げる貨物（同中 に掲げるものを除く。）については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする 1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の価格が 20 万円を超えるものを除き、統計用の提出を要しない。税関がこれを受理したときは、申告書（C - 5020 又は C - 5025 - 2）下欄の「受理」欄に受理印（C - 5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C - 5000）を押なつする。	67 - 3 - 2 法第 67 条に規定する輸入申告の手続は、次による。 <u>特例申告に係る指定貨物以外の場合</u> 前記 7 - 4 <u>（特例申告を除く納税申告の方法）</u> の規定に基づき「輸入（納税）申告書」(C - 5020) 又は「輸入（納税）申告書」(C - 5025 - 1 及び C - 5025 - 2) 3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせる。ただし、「外国貿易等に関する統計基本通達」（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）21 - 2 <u>（普通貿易統計計上除外貨物）</u> に掲げる貨物（同中 <u>（金貨及び貨幣用金）</u> に掲げるものを除く。）については、関税の軽減又は免除の取扱いを受けようとする 1 品目（関税率表の適用上の所属区分及び統計品目表の適用上の所属区分のいずれも同一である貨物を一つの物品として取りまとめたものをいう。）の価格が 20 万円を超えるものを除き、統計用の提出を要しない。税関がこれを受理したときは、申告書（C - 5020 又は C - 5025 - 2）下欄の「受理」欄に受理印（C - 5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C - 5000）を押なつする。
<u>特例申告貨物の場合</u> 「輸入（納税）申告書」(C - 5020) 又は「輸入（納税）申告書」(C - 5025 - 1) の標題を「輸入（引取）申告書」と訂正のうえ上部余白に「簡」と朱書きし、令第 59 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせ、統計用の提出については前記 ただし書の規定を準用する。税関がこれを受理したときは、申告書（C - 5020 又は C - 5025 - 2）下欄の「受理」欄に受理印（C - 5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C - 5000）を押なつする。	<u>特例申告に係る指定貨物の場合</u> 「輸入（納税）申告書」(C - 5020) 又は「輸入（納税）申告書」(C - 5025 - 1) の標題を「輸入（引取）申告書」と訂正のうえ上部余白に「簡」と朱書きし、令第 59 条に規定する事項を記載し、3 通（原本、許可書用、統計用）を税関に提出することにより行わせ、統計用の提出については前記 ただし書の規定を準用する。税関がこれを受理したときは、申告書（C - 5020 又は C - 5025 - 2）下欄の「受理」欄に受理印（C - 5000）を押なつし、その審査が終了した場合には、原本の「下欄」の「審査」欄に審査印（C - 5000）を押なつする。
（輸入申告書の添付書類）	（輸入申告書の添付書類）
67 - 3 - 4 輸入申告書には、法第 68 条の規定による仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか（ただし、 <u>特例申告貨物</u> の輸入申告の場合にあっては、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類を提出させるものとする。）次に掲げる書類を添付させる。	67 - 3 - 4 輸入申告書には、法第 68 条 <u>（輸出申告又は輸入申告に際しての添付書類）</u> の規定による仕入書又はこれに代わる書類その他課税標準の決定のための必要な書類を添付させるほか（ただし、 <u>特例申告に係る指定貨物</u> の輸入申告の場合にあっては、輸入の許可の判断のために必要があると認める場合には仕入書又はこれに代わる書類を提出させるものとする。）次に掲げる書類を添付させる。

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（省略） 上記に掲げるもののほか、法第 70 条に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物の場合には、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類（検査の完了又は条件の具備については、輸入申告の際に審査を必要とするものに限る。）</p> <p>協定税率、EPA 税率若しくは特惠税率の適用又は定率法若しくは暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除若しくは払戻しを受けようとする場合であつて輸入申告（特例申告貨物を除く。）の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類（協定税率適用の場合にあつては、後記 68-3-7 の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）</p> <p>内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けたため必要とされる免税承認申請書又は証明書（特例申告貨物の輸入申告にあつては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。）</p> <p>（輸入申告の撤回） 67-3-7 輸入申告（特例申告貨物を除く。）の撤回については、前記 7-7 の規定による。 また、特例申告貨物の輸入申告の撤回については、輸入（引取）申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があつた場合には、その撤回を認めて差し支えない。</p> <p>（輸入貨物の搬入前申告扱） 67 の 2-3-3 令第 59 条の 3 第 1 項第 4 号に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱の承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>関税関係の条約又は法令の改正等により、該当貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合であつて、次のいづ</p>	<p>（同左） 上記に掲げるもののほか、法第 70 条（<u>証明又は確認</u>）に規定する他法令の許可、承認、検査の完了又は条件の具備を要する貨物の場合には、それらの許可、承認、検査の完了又は条件の具備を証する書類（検査の完了又は条件の具備については、輸入申告の際に審査を必要とするものに限る。）</p> <p>協定税率、シンガポール税率、メキシコ税率、マレーシア税率若しくは特惠税率の適用又は定率法若しくは暫定法その他関税に関する法令の規定による関税の軽減、免除若しくは払戻しを受けようとする場合であつて輸入申告（特例申告に係る指定貨物を除く。）の際に特定の書類の提出を必要とされているときは、その書類（協定税率適用の場合にあつては、後記 68-3-7（原産地認定の方法）の方法により令第 61 条第 1 項第 1 号に規定する原産地証明書の提出が必要な場合に限ることとなるので留意する。）</p> <p>内国消費税の免除を受けようとする貨物の場合には、その免除を受けたため必要とされる免税承認申請書又は証明書（特例申告に係る指定貨物の輸入申告にあつては、輸入申告に際して提出を必要とされている場合に限る。）</p> <p>（輸入申告の撤回） 67-3-7 輸入申告（特例申告に係る指定貨物を除く。）の撤回については、前記 7-7（輸入（納税）申告書の撤回）の規定による。 また、特例申告に係る指定貨物の輸入申告の撤回については、輸入（引取）申告書の提出後において、申告に係る貨物の積戻し又は保税運送をする必要が生じた等の理由により、輸入の許可までにその申告書の撤回の申出があつた場合には、その撤回を認めて差し支えない。</p> <p>（輸入貨物の搬入前申告扱） 67 の 2-3-3 令第 59 条の 3 第 1 項第 4 号（<u>搬入前申告扱が認められる場合</u>）に規定する輸入貨物に係る搬入前申告扱の承認は、輸入申告をしようとする貨物が次のすべての条件に該当する場合に行うものとする。</p> <p>関税関係の条約又は法令の改正等により、該当貨物に係る税率の引上げ、減免税措置の廃止等が行われることとなる場合であつて、次のいづ</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>れかに該当すること。</p> <p>イ 条約又は法令の改正に伴い、納付すべき税額が増加するとき。この場合において、一定の期間を限度として適用されることとされている税率又は減免税制度が当該期間の延長が行われることなく打ち切られるときは、便宜、「法令の改正」に含まれるものとするが、定率法第6条から第9条まで（暫定法第8条の6第1項の規定により暫定税率の適用を受ける物品に対して当該特殊関税制度が適用される場合を含む。）並びに暫定法第7条の7、第7条の8及び第8条の3の規定の適用により納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないものとする。</p> <p>なお、次に掲げる場合等法令の改正によることなく特定日以降納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないので留意する。</p> <p>（イ）（省略）</p> <p>（ロ）暫定法第7条の3、第7条の5及び第7条の6の規定の適用</p> <p>（ハ）暫定法第8条の4の規定の適用</p> <p>（ニ）関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）第2条第4項の規定に基づく関税割当証明書の有効期間の満了</p> <p>ロ（省略）</p> <p>当該貨物を積載した船舶又は航空機が、条約又は法令の改正等が行われる前に、その承認申請がなされた税関官署の管轄する開港（税関空港を含む。以下本項において同じ。）に到着することが確実であり、かつ、その開港又はその他の仕向港の保税地域その他の蔵置場所に陸揚げ又は</p>	<p>れかに該当すること。</p> <p>イ 条約又は法令の改正に伴い、納付すべき税額が増加するとき。この場合において、一定の期間を限度として適用されることとされている税率又は減免税制度が当該期間の延長が行われることなく打ち切られるときは、便宜、「法令の改正」に含まれるものとするが、定率法第6条（報復関税等）から第9条（緊急関税等）まで（暫定法第8条の6第1項（暫定税率の適用を受ける物品に対する特殊関税制度の適用）の規定により暫定税率の適用を受ける物品に対して当該特殊関税制度が適用される場合を含む。）並びに暫定法第7条（中華人民共和国の特定の貨物に係る緊急関税）、第7条の8（シンガポールの特定の貨物に係る関税の緊急措置）、第7条の9（メキシコの特定の貨物に係る関税の緊急措置）、第7条の10（マレーシアの特定の貨物に係る関税の緊急措置）及び第8条の3（特惠関税の適用の停止の原則等）の規定の適用により納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないものとする。</p> <p>なお、次に掲げる場合等法令の改正によることなく特定日以降納付すべき税額が増加するときは、「法令の改正」に含まれないので留意する。</p> <p>（イ）（同左）</p> <p>（ロ）暫定法第7条の3（輸入数量が輸入基準数量を超えた場合の特別緊急関税）、第7条の5（生鮮牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）及び第7条の6（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）の規定の適用</p> <p>（ハ）暫定法第8条の4（鉱工業品に対する特惠関税の適用の停止の特例）の規定の適用</p> <p>（ニ）関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）第2条第4項（割当の方法及び基準）の規定に基づく関税割当証明書の有効期間の満了</p> <p>ロ（同左）</p> <p>当該貨物を積載した船舶又は航空機が、条約又は法令の改正等が行われる前に、その承認申請がなされた税関官署の管轄する開港（税関空港を含む。以下本項において同じ。）に到着することが確実であり、かつ、その開港又はその他の仕向港の保税地域その他の蔵置場所に陸揚げ又は</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>取卸しした後に輸入申告したのでは、法第5条の規定との関係上、税負担が重くなること。</p> <p>（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）</p> <p>68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、<u>令第4条の2第4項、規則第1条の5及び規則1条の6によるものとするが、これらの規定による用語の意義等については次による。</u></p> <p>— <u>令第4条の2第4項各号に定める、「一の国又は地域」とは、外国貿易等に関する統計基本通達別紙第1（統計国名符号表）の国又は地域をいう。</u></p> <p>— <u>物品の生産が二国以上にわたる場合は、令第4条の2第4項第1号及び規則第1条の6の規定を適用して原産地を決定するが、この場合、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を行った最後の国を原産地とするものとする。</u></p> <p>— <u>規則第1条の5第6号から第8号に規定する「一の国又は地域の船舶」とは、当該一の国又は地域の旗を掲げて航行する船舶とする。</u></p> <p>— <u>規則第1条の6に規定する「税関長が指定する加工又は製造」とは、次に掲げる製造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>天然研磨材料について、その原石を粉碎し、かつ、粒度をそろえる加工</u></p> <p>(2) <u>糖類、油脂、ろう又は化学品について、その用途に変更をもたらし、又はその用途を特定化するような精製</u></p> <p>(八) <u>関税率表の第6部又は第7部の物品について、化学的変換を伴う製造</u></p> <p>(二) <u>革、糸又は織物類について、染色、着色、シルケット加工、樹脂加工、型押しその他これらに類する加工</u></p> <p>(ホ) <u>単糸からの撚糸の製造</u></p> <p>(八) <u>関税率表の第68.12項又は第70.19項に属する物品について次に掲げる製造</u></p> <p>— <u>纖維からの糸の製造</u></p> <p>— <u>糸からの織物の製造</u></p> <p>— <u>繊維、糸又は織物からの衣類その他の製品の製造</u></p> <p>(ト) <u>関税率表の第71.01項から第71.04項までに属する加工してない物品</u></p>	<p>取卸しした後に輸入申告したのでは、法第5条((適用法令))の規定との関係上、税負担が重くなること。</p> <p>（協定税率を適用する場合の原産地の認定基準）</p> <p>68-3-5 協定税率を適用する場合における輸入物品の原産地の認定については、次による。</p> <p>— <u>当該物品の原産地とは、当該物品につき次のいずれかに該当する生産、加工又は製造を行つた国(外国貿易等に関する統計基本通達別紙第1（統計国名符号表）の国名欄に掲げる国別による。)をいう。ただし、下記に掲げる物品を除く。</u></p> <p>イ <u>当該物品につきその全部を生産した国</u></p> <p>ロ <u>当該物品の生産が二国以上にわたる場合には、実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為を最後に行つた国</u></p> <p>— <u>定率法別表(以下「関税率表」という。)の第37.04項から第37.06項までに属する物品(第37.04項の写真用の紙、板紙及び紡織用纖維を除く。)については、当該物品を製作した者の属する国をもつて原産国とする。</u></p> <p>— <u>次の物品は、それぞれ次に掲げる一の国においてその全部が生産されたものとする。</u></p> <p>イ <u>一の国(その大陸棚を含む。)において採掘された鉱物性生産品</u></p> <p>ロ <u>一の国において収穫された植物性生産品</u></p> <p>ハ <u>一の国において生まれ、かつ、成育した動物(生きているものに限る。)</u></p> <p>ニ <u>一の国において動物(生きているものに限る。)から得られた物品</u></p> <p>ホ <u>一の国において狩猟又は漁ろうにより得られた物品</u></p> <p>ヘ <u>一の国の船舶により公海並びに本邦の排他的経済水域の海域及び外国の排他的経済水域の海域で採捕された水産物</u></p> <p>ト <u>一の国の船舶において前号に掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品</u></p> <p>チ <u>一の国の船舶その他の構造物により公海で採掘された鉱物性生産品(上記イに該当するものを除く。)</u></p> <p>リ <u>一の国において収集された使用済みの物品で原料又は材料の回収用のみに適する もの</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>からの当該各項に属する物品の製造</p> <p>(チ) 合金にすること</p> <p>(リ) 金属のくずから金属の塊の製造</p> <p>(ヌ) 金属の板、シート又はストリップからの金属のはくの製造</p> <p>(ル) 関税率表の第71類(貴金属に限る。)、第74類から第76類まで又は第78類から第81類までに属する物品(インゴット、棒、線その他同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までに掲げる物品の形状のものに限る。)の製造(ただし、同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までにおいて鉄鋼を当該製造の原料又は材料である金属に読み替えた場合において、当該製造前の物品と製造後の物品とが同一の項に属することとなる製造を除く。)</p> <p>(フ) 関税率表第96.01項又は第96.02項に属する加工品からの当該加工品と同じ項に属する製品の製造</p> <p>自国産以外の2種類以上の原料又は材料(以下「原材料」という。)を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものとがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が令第1条の6に規定する実質的な変更を加える加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)に該当するときは、当該製造は令第1条の6に規定する実質的な変更を加える加工又は製造(税関長が指定する加工又は製造を含む。)とみなすものとする。</p>	<p>ヌ 一の国において行われた製造の際に生じたくず ル 一の国において上記イからヌまでに掲げる物品のみを原料又は材料として生産された物品 「実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為」とは、次のいずれかに該当する加工又は製造をいう。ただし、下記に掲げる行為のみによる加工又は製造を除く。</p> <p>イ 当該物品の該当する関税率表の項が当該物品の製造に使用した自国産以外のすべての原料又は材料の属する同表の項と異なることとなる製造(加工を含む。以下同じ。)</p> <p>ロ 自国産以外の原料又は材料を使用して行う製造で上記イに該当しないもののうち、次に掲げる製造</p> <p>(1) 天然研磨材料について、その原石を粉碎し、かつ、粒度をそろえる加工</p> <p>(ロ) 糖類、油脂、ろう又は化学品について、その用途に変更をもたらし、又はその用途を特定化するような精製</p> <p>(ハ) 関税率表の第6部又は第7部の物品について、化学的変換を伴う製造</p> <p>(ニ) 革、糸又は織物類について、染色、着色、シルケット加工、樹脂加工、型押しその他これらに類する加工</p> <p>(ホ) 単糸からの撚糸の製造</p> <p>(ハ) 関税率表の第68.12項又は第70.19項に属する物品について次に掲げる製造</p> <p>— 繊維からの糸の製造</p> <p>— 糸からの織物の製造</p> <p>— 繊維、糸又は織物からの衣類その他の製品の製造</p> <p>(ト) 関税率表の第71.01項から第71.04項までに属する加工でない物品からの当該各項に属する物品の製造</p> <p>(チ) 合金にすること</p> <p>(リ) 金属のくずから金属の塊の製造</p> <p>(ヌ) 金属の板、シート又はストリップからの金属のはくの製造</p> <p>(ル) 関税率表の第71類(貴金属に限る。)、第74類から第76類まで又は第78類から第81類までに属する物品(インゴット、棒、線その他同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項((証明又は確認))の規定の適用については、次による。</p> <p>～（省略）</p>	<p>から第73.26項までに掲げる物品の形状のものに限る。)の製造(ただし、同表の第72.03項、第72.05項から第72.17項まで、第72.28項又は第73.01項から第73.26項までにおいて鉄鋼を当該製造の原料又は材料である金属に読み替えた場合において、当該製造前の物品と製造後の物品とが同一の項に属することとなる製造を除く。)</p> <p>(フ) <u>関税率表第96.01項又は第96.02項に属する加工品からの当該加工品と同じ項に属する製品の製造</u></p> <p>(注) <u>自国産以外の2種類以上の原料又は材料(以下「原材料」という。)を使用した製造において、当該原材料の中に当該製造後の物品に特性を与える重要な構成要素となるものとそうでないものとがある場合において、重要な構成要素となる原材料からみて、当該製造が上記イ又はロに該当するときは、当該製造は上記イ又はロの製造とみなすものとする。</u></p> <p><u>次に掲げる行為は、「実質的な変更をもたらし、新しい特性を与える行為」には含めない。</u></p> <p>イ <u>選別、仕分け及び改装</u></p> <p>ロ <u>製品又は包装にマークを付け又はラベルその他の表示をはり若しくは添付すること。</u></p> <p>ハ <u>びん、箱その他これらに類する容器に詰めること。</u></p> <p>ニ <u>単にセットにすること。</u></p> <p>ホ <u>単なる切断</u></p> <p>ヘ <u>輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水づけその他これらに類する行為</u></p> <p>ト <u>単なる混合</u></p> <p>チ <u>単なる部分品の組立て</u></p> <p>リ <u>上記イからチまでに掲げる行為のみから成る行為</u></p> <p>ヌ <u>露光していない平面状写真フィルムを巻くこと。</u></p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項((証明又は確認))の規定の適用については、次による。</p> <p>～（同左）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
別表第 1			別表第 1		
法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等	法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ. (省略)	(省略)	(省略)	イ. (同左)	(同左)	(同左)
口. 輸入制限、禁止 関係 (1)～(7) (省略) (リ) 薬事法 (昭和 35 年法律 第 145 号)	(省略) 第 12 条 (省略) 第 13 条 (省略) <u>第 76 条の 4 ((製 造等の禁止))</u> 第 83 条 (省略) (以下省略)	(省略) — 輸入物品が動物用医薬品（第 83 条に規定する医薬品をい う。以下同じ。）である場合 <u>イ. (省略)</u> <u>(1) (省略)</u> <u>(ロ) (省略)</u> <u>(ハ) (省略)</u> <u>口. (省略)</u> <u>(1) (省略)</u> — (省略) — (省略) — (省略) — (省略) <u>(ロ) (省略)</u> — <u>第 2 条第 14 項に規定する指 定薬物を輸入する場合には、厚 生労働省において医療用の用途 に供するためのものであること の確認がなされた「輸入指定薬 物用途誓約書」</u> (省略)	(同左) — 輸入物品が動物用医薬品（第 83 条に規定する医薬品をい う。以下同じ。）である場合 <u>イ. (同左)</u> <u>(1) (同左)</u> <u>(ロ) (同左)</u> <u>(ハ) (同左)</u> <u>(ニ) (同左)</u> <u>口. (同左)</u> (新規)	(同左) — 輸入物品が動物用医薬品（第 83 条に規定する医薬品をい う。以下同じ。）である場合 <u>イ. (同左)</u> <u>(1) (同左)</u> <u>(ロ) (同左)</u> <u>(ハ) (同左)</u> <u>(ニ) (同左)</u> <u>口. (同左)</u> (新規)	(同左) — 輸入物品が動物用医薬品（第 83 条に規定する医薬品をい う。以下同じ。）である場合 <u>イ. (同左)</u> <u>(1) (同左)</u> <u>(ロ) (同左)</u> <u>(ハ) (同左)</u> <u>(ニ) (同左)</u> <u>口. (同左)</u> (新規)
(ヌ)～(カ) (省略) (ヨ) 主要食糧の需 給及び価格の安 定に関する法律 (平成 6 年法律)	第 30 条～第 42 条 (省略) 第 45 条 ((麦等の 輸入))	第 34 条の規定により納付 金を納付して米穀等を輸入す る場合には、納入告知書番号 を記載した「米穀等輸入納付	(ヌ)～(カ) (同左) (ヨ) 主要食糧の需 給及び価格の安 定に関する法律 (平成 6 年法律)	(同左) — 第 34 条の規定により納付 金を納付して米穀等を輸入す る場合には、納入告知書番号 を記載した「米穀等輸入納付	(同左) — 第 34 条の規定により納付 金を納付して米穀等を輸入す る場合には、納入告知書番号 を記載した「米穀等輸入納付

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
第113号)	<p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第8条((納付金の納付手続))</p> <p><u>金納付申出書</u>の写し及び<u>「領収証書」</u> <u>また、変更申出があった場合には、「米穀等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「米穀等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」</u> <u>第30条第2項の規定により政府の委託を受けた者が米穀等を輸入する場合には、農林水産省総合食料局支出負担行為担当官の印が押なつされた「輸入米穀(等)買入委託契約書」の写し</u> <u>(省略)</u> <u>第42条第5項において準用する第30条2項の規定により政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、農林水産省総合食料局支出負担行為担当官の印が押なつされた「輸入麦(等)買入委託契約書」の写し</u> <u>第43条第1項の規定により政府と売買契約を締結した者が麦等を輸入する場合には、農林水産省総合食料局支出負担行為担当官の印が押なつされた「輸入麦(等)の特別売買契約書」の写し</u> <u>第45条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する</u></p>	<p>第113号)</p> <p>主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行令第8条((納付金の納付手続))</p> <p><u>金納付申出書</u>の写し、「米穀等輸入納付金の納付に係る<u>変更申出書</u>」の写し及び「米穀等輸入納付金決定通知書」並びに「領収証書」</p> <p>第30条第2項の規定により政府の委託を受けた者が米穀等を輸入する場合には、農林水産省総合食料局支出負担行為担当官の印が押なつされた「輸入米穀(等)買入契約書」の写し (同左)</p> <p>第42条第2項において準用する第30条2項の規定により政府の委託を受けた者が麦等を輸入する場合には、農林水産省総合食料局支出負担行為担当官の印が押なつされた「輸入麦等委託契約書」の写し (新規)</p> <p>第45条の規定により納付金を納付して麦等を輸入する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
（以下省略）	（以下省略）	<p>場合には、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し及び「領収証書」</p> <p><u>ただし、暫定法第 8 条の 2 第 3 項に規定する特別特恵受益国を原産地とする麦等を輸入する場合には、その旨を記載した「麦等輸入納付金納付申出書」の写し（「領収証書」の発行はない）</u></p> <p>また、変更申出があった場合には、「麦等輸入納付金の納付に係る変更申出書」の写し、納入告知書番号を記載した「麦等輸入納付金決定通知書」及び「領収証書」</p>

別表第 2

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.（省略） ロ. 植物防疫法 (昭和 25 年法律 第 151 号)	（省略） 第 6 条～第 8 条 (省略)	（省略） (省略) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれに掲げる証明書等、又は「植物、輸入禁止品等輸入検査申請書」(同規則別記第 4 号様式に定めるもの)の写しで「植物輸入認可証印」を押印したもの

別表第 2

法令名	輸入の規制に関する条項	確認する許可書又は承認書等
イ.（同左） ロ. 植物防疫法 (昭和 25 年法律 第 151 号)	（同左） 第 6 条～第 8 条 (同左)	（同左） (同左) 輸入物品が次に掲げる物品である場合には、農林水産省植物防疫所が交付したそれに掲げる証明書、又は「植物、輸入禁止品等検査申請書」(同規則別記第 4 号様式に定めるもの)の写しで「植物輸入認可証印」を押印したもの

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
（以下省略）	（以下省略）	イ～ニ（省略） <u>ホ</u> 木材こん包材（検査の対象とならない木材こん包材を除く。）「木材こん包材輸入認可証明書」並びに「消毒（廃棄）計画書」又は「輸送後消毒（廃棄）申請書」 ヘ（省略） （以下省略）	（同左）	（同左）	イ～ニ（同左） (新規) ホ（同左） （同左）
（原産地の虚偽表示等に関する用語の意義）					
71-3-1 法第71条にいう「原産地」、「直接若しくは間接に」「偽った表示」及び「誤認を生じさせる表示」の意義は、それぞれ次による。					
<p>「原産地」とは、一般的には貨物が実際に生産又は製造された国又は地域（以下この項において「国等」という。）をいい、原則として令第4条の2第4項の規定を準用する。ただし、香港及びマカオの施品について原産地を中華人民共和国との表示を行った場合であっても虚偽表示として扱わないものとする。</p> <p>この場合において規則第1条の6に規定する「単なる部分品の組立て」とは、簡単な締付具（例えば、ねじ、ボルト、ナット等）鋲接、溶接等の簡単な組立て操作により、当該完成品の部分品を組み立てることをいう。ただし、当該貨物の品質、性能に重大な影響を伴うような組立てを除く（例えば、卓上型電子計算機、時計の部分品セットの組立て等は「単なる部分品の組立て」とは認めない。この場合において、真正な原産地を表す表示は、「（国等の名称）で組み立てられたものである」旨（例えば、「assembled in 」）と表示するものとし、当該貨物に本邦のものと認められる会社の名称、商標等が表示されているときは、日本文字により表示（例えば、「組立て 」）させるものとする。</p> <p>～（省略）</p>					
（輸入許可前引取りの承認の基準）					

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>73 - 3 - 2 輸入許可前引取の承認の申請があったときは、法第 73 条第 2 項（<u>（許可前引取を承認できない場合）</u>）に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。</p> <p>特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。</p> <p>及び（省略）</p> <p>申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合</p> <p>イ インボイスがプロフォーマーであること、又は契約が揚地ファイナルであること等の理由により、課税標準の決定に日時を要する場合</p> <p>ロ 協定税率、EPA 税率又は特惠税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合（<u>EPA 税率</u>の適用の場合には令第 61 条第 7 項の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率適用の場合には関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書の承認を受けた場合に限る。）</p>	<p>73 - 3 - 2 輸入許可前引取の承認の申請があつたときは、法第 73 条第 2 項（<u>（許可前引取を承認できない場合）</u>）に規定する場合のほか専ら関税の納期限の延長を目的とする等明らかに制度の本旨に反すると認められる場合を除き、その申請に係る貨物が有税品であると無税品であるとにかくわらず、その承認をして差し支えない。</p> <p>特に、次に掲げるような場合には、輸入許可前引取の承認をして差し支えないので、留意する。</p> <p>及び（同左）</p> <p>申告者側の事情により輸入許可が遅延する次のような場合</p> <p>イ インボイスがプロフォーマーであること、又は契約が揚地ファイナルであること等の理由により、課税標準の決定に日時を要する場合</p> <p>ロ 協定税率、<u>シンガポール税率</u>、<u>メキシコ税率</u>、<u>マレーシア税率</u>又は特惠税率の適用のため必要とされる原産地証明書の提出が遅れる場合（<u>シンガポール税率</u>、<u>メキシコ税率</u>又は<u>マレーシア税率</u>の適用の場合には令第 61 条第 7 項（<u>（原産地証明書の提出猶予）</u>）の規定により税関長が認めた場合に限り、特惠税率適用の場合には関税暫定措置法施行令第 28 条ただし書（<u>（特惠関税に係る原産地証明書の提出猶予）</u>）の承認を受けた場合に限る。）</p> <p>ハ及びニ（同左）</p>
<p>ハ及びニ（省略）</p> <p>（省略）</p> <p>第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（輸入少額貨物の簡易通関扱い）</p> <p>67 - 4 - 1 次に掲げる輸入貨物については、後記 67 - 4 - 2 の定めるところにより、少額貨物簡易通関扱いをする。ただし、後記 67 - 4 - 9 の規定により旅具通関扱いをするものを除く。</p> <p>輸入（納税）申告書の品名欄の各欄の課税価格が 20 万円以下（<u>特例申告貨物にあつては</u>、輸入（引取）申告書の品目欄の各欄の申告価格が 20 万円以下）のもの。ただし、輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 4 条第 1 項の規定により輸入の承認を受けなければならないとされている場合及び定率法（第 14 条及び第 16 条を除く。）又は暫定法の規定により減免税の適用を受ける場合を除く。</p>	<p>第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（輸入少額貨物の簡易通関扱い）</p> <p>67 - 4 - 1 次に掲げる輸入貨物については、後記 67 - 4 - 2 の定めるところにより、少額貨物簡易通関扱いをする。ただし、後記 67 - 4 - 9 の規定により旅具通関扱いをするものを除く。</p> <p>輸入（納税）申告書の品名欄の各欄の課税価格が 20 万円以下（<u>特例申告に係る指定貨物にあつては</u>、輸入（引取）申告書の品目欄の各欄の申告価格が 20 万円以下）のもの。ただし、輸入貿易管理令（昭和 24 年政令第 414 号）第 4 条第 1 項（<u>（輸入の承認）</u>）の規定により輸入の承認を受けなければならないとされている場合及び定率法（第 14 条（<u>（無条件免税）</u>）及び第 16 条（<u>（外交官用貨物等の免税）</u>）を除く。）又は暫定法の規定</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
定率法第 17 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる輸出入貨物の容器 (携帯品等の任意放棄の取扱い) 67-4-12 税関の旅具検査に際して、旅客又は乗組員がその携帯品（法第 69 条の 11 第 1 項第 7 号（ <u>輸入してはならない貨物</u> ）に規定する <u>公安又は風俗を害すべき物品</u> に該当する物品及び犯則嫌疑物件と認められるものを除く。以下この項において同じ。）を任意放棄したい旨の申出があつたときは、次により取り扱う。 旅客又は乗組員がその携帯品を任意放棄する意思を明らかにした場合において、それらの者がその携帯品についての処分の権限及び能力を有すると認められるときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 239 条第 1 項（ <u>動産についての無主物先占</u> ）の規定を適用して、直ちにそれを国庫に帰属させる。この場合においては、旅客又は乗組員が任意放棄の旨を明らかにして署名を行った「任意放棄書」（C-5380）の提出を受けるとともに、任意放棄により国庫に帰属した物件は、直ちに会計課に引き継ぐものとする。 及び（省略） 上記又はにより国庫に帰属した物件を換価処分する場合には、物件によつては経済産業省に連絡を要することがあるので、これについてはその処分の方法等につき十分に留意する。 (輸入食糧等の荷粉の取扱い) 67-4-14 輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴つて生じた荷粉の取扱いについては、次による。 荷粉が農林水産省総合食糧局の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の食糧事務所に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。 荷粉が農林水産省総合食糧局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によつて積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸	により減免税の適用を受ける場合を除く。 定率法第 17 条第 1 項第 2 号（ <u>輸入貨物の容器の再輸出免税</u> ）又は第 3 号（ <u>輸出貨物の容器として使用される貨物の再輸出免税</u> ）に掲げる輸出入貨物の容器 (携帯品等の任意放棄の取扱い) 67-4-12 税関の旅具検査に際して、旅客又は乗組員がその携帯品（法第 69 条の 8 第 1 項第 4 号（ <u>公安又は風俗を害すべき物品</u> ）に該当する物品及び犯則嫌疑物件と認められるものを除く。以下この項において同じ。）を任意放棄したい旨の申出があつたときは、次により取り扱う。 旅客又は乗組員がその携帯品を任意放棄する意思を明らかにした場合において、それらの者がその携帯品についての処分の権限及び能力を有すると認められるときは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 239 条第 1 項（ <u>動産についての無主物先占</u> ）の規定を適用して、直ちにそれを国庫に帰属させる。この場合においては、旅客又は乗組員が任意放棄の旨を明らかにして署名を行つた「任意放棄書」（C-5380）の提出を受けるとともに、任意放棄により国庫に帰属した物件は、直ちに会計課に引き継ぐものとする。 及び（同左） 上記又はにより国庫に帰属した物件を換価処分する場合には、物件によつては経済産業省に連絡を要することがあるので、これについてはその処分の方法等につき十分に留意する。 (輸入食糧等の荷粉の取扱い) 67-4-14 輸入食糧（米、もみ、大麦又は小麦）の船舶からの陸揚げ又は航空機からの取卸しに伴つて生じた荷粉の取扱いについては、次による。 荷粉が食糧庁の輸入に係る輸入食糧と同種のものであるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等からそれを所轄の食糧事務所に引き渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。 荷粉が食糧庁の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機によつて積載されてきたこれらの貨物とは異なる種類の輸入食糧であると

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>入食糧であるときは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の食糧事務所に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。</p> <p>荷粉が農林水産省総合食糧局の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記に準ずる。</p> <p>農林水産省総合食糧局の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の食糧事務所と連絡の上、上記に準じて取り扱う。</p> <p>（省略）</p>	<p>きは、これを国内に引き取ろうとする船内清掃業者等から所要の事項を記載した申請書を提出させるとともに、その荷粉を所轄の食糧事務所に売り渡す旨の誓約書を徴し、その数量を確認した上、税関限りで通関を認める。</p> <p>荷粉が食糧庁の輸入に係る輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機以外の船舶又は航空機から採取された輸入食糧に係るものである場合においても、上記に準ずる。</p> <p>食糧庁の輸入に係る輸入食糧を陸揚げ又は取卸しをした後、他の港においてその輸入食糧を積載してきた船舶又は航空機からさきの港で陸揚げ又は取卸しをした輸入食糧の荷粉が採取されたときは、遅滞なく所轄の食糧事務所と連絡の上、上記に準じて取り扱う。</p> <p>（同左）</p>
<p>（関税率表等の分類の特例扱い）</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表（前記3-2の）に規定する日本国譲許表をいう。）及び経済連携協定の附属書の日本国表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、特例申告貨物及び定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>～（省略）</p>	<p>（関税率表等の分類の特例扱い）</p> <p>67-4-17 1 輸入申告に係る貨物が多種多様であるため、関税率表（定率法別表、暫定法別表、WTO協定の譲許表（前記3-2（<u>条約に基づく税率の適用</u>）に規定する日本国譲許表をいう。）<u>シンガポール協定附属書</u>、<u>メキシコ協定附属書</u>及び<u>マレーシア協定附属書</u>の日本国表をいう。以下この項において同じ。）及び統計品目表の適用上の所属区分が多数に分かれる場合の輸入申告に当たっては、輸入申告者の便宜と通関事務の簡素化を図るため、次により取り扱う。</p> <p>なお、本取扱いは、特例申告に係る指定貨物及び定率法第3条の3に規定する少額輸入貨物に対する簡易税率を適用して行う貨物には適用しない。</p> <p>～（同左）</p>
<p>第5節 シンガポール協定及びメキシコ協定に係る輸入通関</p> <p>（シンガポール税率又はメキシコ税率を適用する場合の取扱い）</p> <p>68-5-1 シンガポール税率又はメキシコ税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（（外国貨物を置くことの承認））（法第62条において準用する場合を含む。）又は第62条の10（（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認））の規定による承認の申請（以下この節において</p>	<p>第5節 シンガポール協定及びメキシコ協定に係る輸入通関</p> <p>（シンガポール税率又はメキシコ税率を適用する場合の取扱い）</p> <p>68-5-1 シンガポール税率又はメキシコ税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（（外国貨物を置くことの承認））（法第62条（（保税蔵置場についての規定の準用））において準用する場合を含む。）又は第62条の10（（総合保税地域に外国貨物を置くこと等の承認））の規定による</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 ～（省略）	承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。)が行われた貨物に係るもの又は特例申告に係る指定貨物のものを除く。以下この節において「輸入申告」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。 ～（同左）
第7節 知的財産侵害物品（輸出）	第7節 知的財産侵害物品（輸出）
（知的財産の侵害とはならない物品）	（知的財産の侵害とはならない物品）
69の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。 及び（省略） 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号((適用除外))に掲げる行為を組成する物品	69の2-6 知的財産の侵害とならないものとして、例えば次のような物品があるので留意する。 及び（同左） 保護対象商品等表示等については、不正競争防止法第19条第1項第1号から第5号((適用除外))に掲げる行為を組成する物品
（輸出差止申立ての取扱い）	（輸出差止申立ての取扱い）
69の4-1 輸出差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。 及び（省略） 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会手続等 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。 イ及びロ（省略） ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記の口により公表することとなる事項等を記載した「輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(C-5644)により当事者（対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者又は上記の口の(ハ)により意見の陳述を行った者で当該対象申立てに利害関係を有すると認められる者のうち当該申立人との間に争いがある等意見を聞くことが適當と認められる者をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える（ある当事者が別の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせができるものとする。）とともに、上記口により選定した者に意見を求めることがあります。当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記口により選定した者	69の4-1 輸出差止申立ての手続及びその取扱いは、次による。 及び（同左） 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会手続等 輸出差止申立てにおける専門委員意見照会の手続等は次による。 イ及びロ（同左） ハ 対象申立てを受け付けた税関の本関知的財産調査官は、受理した場合に後記の口により公表することとなる事項等を記載した「輸出（積戻し）差止申立てにおける専門委員意見照会実施通知書」(C-5644)により当事者（対象申立てに係る事案の申立人及び予想される輸出者又は上記の口の(ハ)により意見の陳述を行った者で当該対象申立てに利害関係を有すると認められる者のうち当該申立人との間に争いがある等意見を聞くことが適當と認められる者をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える（ある当事者が別の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせができるものとする。）とともに、上記口により選定した者に意見を求めることがあります。当該当事者の意見を聞くものとする。その結果、上記口により選定した者

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定した者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5646)を交付するものとする。</p> <p>(注1)～(注3) (省略)</p> <p>及び (省略)</p> <p>輸出差止申立ての更新</p> <p>イ 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記の口及びの規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立更新申請書」(C-5660)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5662)）（以下この節において「更新書」という。）を当該輸出差止申立てを受け付けた税関に提出させる。</p> <p>□ (省略)</p> <p>～ (省略)</p> <p>（特許庁長官意見照会手続）</p> <p>69の7-2</p> <p>～ (省略)</p> <p>次の場合には、請求があっても、法第69条の7第2項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</p> <p>イ及び□ (省略)</p> <p>ハ 輸出者等が、前記69の3-2による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸出されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）</p> <p>ニ及びホ (省略)</p> <p>～ (省略)</p> <p>（認定手続における専門委員意見照会手続等）</p> <p>69の9-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</p>	<p>者に意見を求めることが適當ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象申立てを受け付けた税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5646)を交付するものとする。</p> <p>(注1)～(注3) (同左)</p> <p>及び (同左)</p> <p>輸出差止申立ての更新</p> <p>イ 申立人が輸出差止申立ての更新を希望する場合（必要に応じ専門委員意見照会に係る上記の口及びの規定に準じて審査を行うものとする。）は、申立有効期間の満了前3月から満了の日までの間に「輸出（積戻し）差止申立更新申請書」(C-5660)（不正競争差止請求権者にあっては、「輸出（積戻し）差止申立更新申請書（保護対象商品等表示等関係）」(C-5662)）（以下この節において「更新書」という。）を当該輸出差止申立てを受け付けた税関に提出させる。</p> <p>□ (同左)</p> <p>～ (同左)</p> <p>（特許庁長官意見照会手続）</p> <p>69の7-2</p> <p>～ (同左)</p> <p>次の場合には、請求があっても、法第69条の7第2項ただし書の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</p> <p>イ及び□ (同左)</p> <p>ハ 輸出者等が、前記69の3-2による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）</p> <p>ニ及びホ (同左)</p> <p>～ (同左)</p> <p>（認定手続における専門委員意見照会手続等）</p> <p>69の9-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>~ (省略)</p> <p>認定手続における専門委員意見照会は、「認定手続における専門委員意見照会書」(C-5750)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には対象認定手続において当事者が提出した証拠又は意見の写し及び対象認定手続が輸出差止申立てに係るものである場合は、<u>当該輸出差止申立ての際に申立人が提出した資料（申立人が非公開としている資料を除く。）の写しを含むものとする。</u></p> <p>(省略)</p> <p>対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5752)(対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。)を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>(注)当該専門委員を委嘱した税関長は、<u>対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての判断</u>に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(通関解放手続)</p> <p>69 の 10 - 1</p> <p>(省略)</p> <p>法第 69 条の 7 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、<u>輸出者等</u>に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5758)により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日につい</p>	<p>~ (同左)</p> <p>認定手続における専門委員意見照会は、「認定手続における専門委員意見照会書」(C-5750)に、専門委員が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを専門委員に提出して行うものとする。この場合において、「認定手続における専門委員意見照会書」に記載する理由には、対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料には対象認定手続において当事者が提出した証拠又は意見の写し及び対象認定手続が輸出差止申立てに係るものである場合は、<u>当該輸入差止申立ての際に申立人が提出した資料（申立人が非公開としている資料を除く。）の写しを含むものとする。</u></p> <p>(同左)</p> <p>対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5752)(対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。)を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>(注)当該専門委員を委嘱した税関長は、<u>対象申立てを受理するかどうかの判断</u>に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</p> <p>~ (同左)</p> <p>(通關解放手続)</p> <p>69 の 10 - 1</p> <p>(同左)</p> <p>法第 69 条の 7 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に、<u>輸入者等</u>に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5758)により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日につい</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て通知する。ただし、前記 69 の 7 - 3 の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>～（省略）</p> <p>（通関解放金）</p> <p>69 の 10 - 2 法第 69 条の 10 第 3 項から第 10 項まで（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>供託等の取扱い</p> <p>イ（省略）</p> <p>口 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>（イ）（省略）</p> <p>（ロ）支払保証委託契約の届出</p> <p>（省略）</p> <p>収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 15 において準用する令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸出者等に交付し、前記 69 の 10 - 1 のによる通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸出者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの（二）の手続と同時に行わせるものとする。</p> <p>（省略）</p> <p>供託された金銭等の還付</p> <p>イ～ロ（省略）</p> <p>ハ 確認書交付手続</p> <p>収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第五（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十五）の確認書を当該申立特許権者等に交付</p>	<p>て通知する。ただし、前記 69 の 7 - 3 の通知を行った場合には、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>～（同左）</p> <p>（通関解放金）</p> <p>69 の 10 - 2 法第 69 条の 10 第 3 項から第 10 項まで（法第 75 条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>供託等の取扱い</p> <p>イ（同左）</p> <p>口 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>（イ）（同左）</p> <p>（ロ）支払保証委託契約の届出</p> <p>（同左）</p> <p>収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 15 において準用する令第 62 条の 7 第 1 項の規定に適合すると認めたときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸出者等に交付し、前記 69 の 10 - 1 のによる通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの（二）の手続と同時に行わせるものとする。</p> <p>（同左）</p> <p>供託された金銭等の還付</p> <p>イ～ロ（同左）</p> <p>ハ 確認書交付手続</p> <p>収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けるべき者と認めたときは、供託金規則様式第五（積戻しの場合にあっては供託金規則様式第十五）の確認書を当該申立特許権者等に交付する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸出者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。</p> <p>~ (省略)</p>	<p>とともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸出者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸出者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。</p> <p>~ (同左)</p>
<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（認定手続における専門委員意見照会手続等）</p> <p>69の9-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」（C-5752）（対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。）を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本關知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>（注）当該専門委員を委嘱した税関長は、<u>対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否か</u>についての判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</p> <p>及び (省略)</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の12-2 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>（省略）</p> <p>発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的</p>	<p>第8節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（認定手続における専門委員意見照会手続等）</p> <p>69の9-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>~ (同左)</p> <p>対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」（C-5752）（対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。）を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本關知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から5日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>（注）当該専門委員を委嘱した税関長は、<u>対象申立てを受理するかどうか</u>の判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</p> <p>及び (同左)</p> <p>（輸入者等による自発的処理の取扱い）</p> <p>69の12-2 輸入者等による疑義貨物等に係る自発的処理の取扱いは、次による。</p> <p>（同左）</p> <p>発見部門の長は、輸入者等から疑義貨物又は侵害物品について自発的</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税担当部門にも通報する。</p> <p>なお、採取見本については前記 67 - 3 - 13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(1)～(ハ)（省略）</p> <p>(ニ) 輸入者が任意放棄する意思を明らかにした場合</p> <p>「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、<u>輸入者が</u>疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。</p> <p>□（省略）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 15 - 1 法第 69 条の 15（（輸入差止申立てに係る供託等））の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>～（省略）</p> <p>供託された金銭等の還付</p> <p>イ（省略）</p> <p>□ 申立人からの意見聴取</p> <p>収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した申立人から、輸入者等が提出した債務名義等の真偽、認定手続が執られたことにより輸入者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに關し意見を聴取するものとする。</p> <p>ハ（省略）</p> <p>～（省略）</p> <p>（見本検査に係る供託等）</p> <p>69 の 16 - 3 法第 69 条の 16 第 5 項（（見本検査に係る供託等））において準用する法第 69 条の 15（（申立てに係る供託等））の規定の適用については次</p>	<p>処理を希望する旨申出があった場合には、次により処理し、処理結果について速やかに認定手続を執った知的財産調査官又は知的財産担当官に連絡（発見部門の長が認定手続を執った場合を除く。）するとともに、侵害物品については保税担当部門にも通報する。</p> <p>なお、採取見本については前記 67 - 3 - 13（検査における見本の採取）により処理し、保管品については「保管証」を回収したうえ、輸入者等に返却する。</p> <p>イ 一般輸入貨物及び旅具通関扱貨物の場合</p> <p>(1)～(ハ)（同左）</p> <p>(ニ) 輸入者が任意放棄する意思を明らかにした場合</p> <p>「任意放棄書」の提出（郵送を含む。）を求め、<u>輸入者等</u>が疑義貨物又は侵害物品に係る処分の権限及び能力を有すると認められることを確認のうえ、引渡しを受ける。</p> <p>□（同左）</p> <p>（輸入差止申立てに係る供託等）</p> <p>69 の 15 - 1 法第 69 条の 15（（輸入差止申立てに係る供託等））の規定に関する用語の意義及び同条の規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>～（同左）</p> <p>供託された金銭等の還付</p> <p>イ（同左）</p> <p>□ 申立人からの意見聴取</p> <p>収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した申立人から、輸入者等が提出した債務名義等の真偽、認定手続が執られたことにより輸入者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実効の申立てに關し意見を聴取するものとする。</p> <p>ハ（同左）</p> <p>～（同左）</p> <p>（見本検査に係る供託等）</p> <p>69 の 16 - 3 法第 69 条の 16 第 5 項（（見本検査に係る供託等））において準用する法第 69 条の 15（（申立てに係る供託等））の規定の適用については次</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>前記 69 の 15 - 1 の から まで (ハを除く。) (輸入差止申立てに係る供託等)の規定は、法第 69 条の 16 第 5 項において準用する法第 69 条の 15 の規定、令第 62 条の 25 において準用する令第 62 条の 20 から第 62 条の 23 までの規定及び供託金規則第 9 条において準用する供託金規則第 1 条から第 6 条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記 69 の 15 - 1 中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記 69 の 15 - 1 の 中「上記 口から二まで及び 」とあるのは「前記 69 の 15 - 1 の 並びに上記 及び 」と、前記 69 の 15 - 1 の の口中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記 69 の 15 - 1 の のイの(口)中「様式第六」とあるのは「様式第八」と、前期 69 の 15 - 1 の の口中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と、前記 69 の 15 - 1 の のハ中「様式第七」とあるのは「様式第九」と、<u>前記 69 の 15 - 1 の 中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(通関解放金)</p> <p>69 の 20 - 2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>~ (省略)</p> <p>供託された金銭等の還付</p> <p>イ (省略)</p> <p>口 輸入者等からの意見聴取</p> <p>収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した輸入者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実行の申立てに関し意見を聴取するのとする。</p> <p>ハ (省略)</p>	<p>による。</p> <p>~ (同左)</p> <p>前記 69 の 15 - 1 の から まで (ハを除く。) (輸入差止申立てに係る供託等)の規定は、法第 69 条の 16 第 5 項において準用する法第 69 条の 15 の規定、令第 62 条の 25 において準用する令第 62 条の 20 から第 62 条の 23 までの規定及び供託金規則第 9 条において準用する供託金規則第 1 条から第 6 条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記 69 の 15 - 1 中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記 69 の 15 - 1 の 中「上記 口から二まで及び 」とあるのは「前記 69 の 15 - 1 の 並びに上記 及び 」と、前記 69 の 15 - 1 の の口中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記 69 の 15 - 1 の のイの(口)中「様式第六」とあるのは「様式第八」と、前期 69 の 15 - 1 の の口中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と、前記 69 の 15 - 1 の のハ中「様式第七」とあるのは「様式第九」と、<u>前記 69 の 15 - 1 中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(通關解放金)</p> <p>69 の 20 - 2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>~ (同左)</p> <p>供託された金銭等の還付</p> <p>イ (同左)</p> <p>口 輸入者等からの意見聴取</p> <p>収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、金銭等を供託した輸入者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実効の申立てに関し意見を聴取するのとする。</p> <p>ハ (同左)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
~ (省略)	~ (同左)
第7章 収容及び留置	第7章 収容及び留置
(指定保税地域又は保税蔵置場等にある貨物の収容) 79-1 法第79条第1項第1号((指定保税地域にある貨物の収容))及び同第3号の3((蔵入承認を受けない貨物の収容))に掲げる貨物の収容については、次による。 指定保税地域に入れた日から1ヶ月を経過した貨物又は保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域に入れた日から3ヶ月(保税蔵置場については、やむを得ない理由があると認めて、前記43の3-6により税関長が指定した期間を含む。)を経過した貨物で蔵入れ、移入れ又は総保入れの承認を受けない貨物のうち、次に掲げる貨物については、原則として収容するものとする。 イ及びロ (省略)	(指定保税地域又は保税蔵置場等にある貨物の収容) 79-1 法第79条第1項第1号((指定保税地域にある貨物の収容))及び同第3号の3((蔵入承認を受けない貨物の収容))に掲げる貨物の収容については、次による。 指定保税地域に入れた日から1ヶ月を経過した貨物又は保税蔵置場、保税工場若しくは総合保税地域に入れた日から3ヶ月(保税蔵置場については、やむを得ない理由があると認めて、前記43の3-6により税関長が指定した期間を含む。)を経過した貨物で蔵入れ、移入れ又は総保入れの承認を受けない貨物のうち、次に掲げる貨物については、原則として収容するものとする。 イ及びロ (同左)
(省略)	八 <u>非自由化品目で輸入承認がない貨物のうち、貨物の数量及び価格は少なく、かつ、貨主が不明のもの(例えば、漂流貨物、荷粉等)又は税関の鑑定価格が18万円以下で、かつ、国内経済に悪影響を与えない</u> と認められるもの。ただし、のり及びこんにゃくいもを除く。 (同左) <u>輸入承認がない貨物で上記の条件を充足するかどうかについて疑義があるもの及びその貨物がのり、こんにゃくいもである場合には、あらかじめ経済産業省に協議するものとする。この場合における協議に当たっては、貨物の品名、数量、価格(円価格及び外貨価格)、保税地域等への搬入年月日、所有者名、貨物の状態、収容を必要とする理由及び上記のイ、ロ又はハの各条件の適合状況を記載した適宜の書類正副2通を提出して行うものとする。</u>
— (省略)	— (同左)
第9章 雜 則	第9章 雜 則
(承認申請手続等) 94-2 前記7の9-2、7の9-3、7の9-4の 及び 、7の9-	(承認申請手続等) 94-2 前記7の9-2(承認手続等) 7の9-3(取りやめの届出手続

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>5、7の9-6の 及び 、7の9-7並びに7の9-8の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税関の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、申請者の利便性等を考慮し、署所の窓口担当部門へ提出させることを妨げない。この場合において、当該申請書を受理した署所の窓口担当部門は、その申請書を速やかに本関の特例申告担当統括官に送付するものとする」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「<u>第1条の3</u>」とあるのは「<u>第10条</u>」と、「新たに特例輸入者となつた者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8」とあるのは「94-2において準用する7の9-8」と、「特例輸入者となつた日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、「7の9-3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、「7の9-4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、「7の9-5中「担当税関の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税</p>	<p>等）7の9-4（<u>変更の届出手続等</u>）の 及び 、7の9-5（<u>電磁的記録による保存を電子計算機出力マイクロフィルムによる保存に変更しようとする場合の手続</u>）7の9-6（<u>承認の取消し等</u>）の 及び 、7の9-7（<u>COMによる保存等の取扱い</u>）並びに7の9-8（<u>新たに特例輸入者となつた者についての取扱い</u>）の規定は、法第94条第1項に規定する者に係る帳簿書類の電磁的記録等による保存について準用する。この場合において、7の9-2中「法第7条の9第2項」とあるのは「法第94条第3項」と、「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「7の9-4」とあるのは「94-2において準用する7の9-4」と、「担当税関の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、「<u>第1条の2</u>」とあるのは「<u>第8条</u>」と、「新たに特例輸入者となつた者については」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者については」と、「7の9-8（<u>新たに特例輸入者となつた者</u>）とあるのは「94-2において準用する7の9-8（<u>新たに申告納税方式が適用される貨物（特例申告に係る指定貨物を除く。）を業として輸入しようとする者</u>）と、「特例輸入者となつた日」とあるのは「最初にその輸入申告をした日」と、「7の9-3中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、取りやめの届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書を送付する」と、「7の9-4中「特例輸入者が」とあるのは「法第94条第1項に規定する者が」と、「担当税関の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税関長」と、「ただし、変更の届出書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いずれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、「7の9-5中「担当税関の特例申告担当統括官」とあるのは「所轄税</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>「<u>関長</u>」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税関長が複数存在する場合については、いづれか一の輸入予定地に係る所轄税関長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税関長は、直ちに他の所轄税関長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9-5中「担当税關の特例申告担当統括官」とあるのは「<u>所轄税關長</u>」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税關長が複数存在する場合については、いづれか一の輸入予定地に係る所轄税關長に提出することにより行わせことができるものとし、その提出を受けた所轄税關長は、直ちに他の所轄税關長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中「7の9-2」とあるのは「94-2において準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（<u>特例申告貨物</u>を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p> <p>（承認申請手続等）</p> <p>94-3 前記94-2の規定は、令第83条第2項に規定する輸出者について準用する。この場合において、「法第94条第1項に規定する者」とあるのは「<u>令第83条第2項に規定する輸出者</u>」と、「94-2において準用する」とあるのは「94-3において準用する」と、「輸入予定地」とあるのは「<u>輸出予定地</u>」と、「<u>第10条</u>」とあるのは「<u>第11条において準用する同規則第10条</u>」と、「申告納税方式が適用される貨物（<u>特例申告貨物</u>を除く。）を業として輸入」とあるのは「貨物を業として輸出」と、「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。</p>	<p>いわば、いづれか一の輸入予定地に係る所轄税關長に提出することにより行わせることができるものとし、その提出を受けた所轄税關長は、直ちに他の所轄税關長に、その届出書の写しを送付する」と、7の9-5中「担当税關の特例申告担当統括官」とあるのは「<u>所轄税關長</u>」と、「ただし、承認申請書は署所の窓口担当部門に提出することを妨げない」とあるのは「なお、貨物の輸入予定地を管轄している税關長が複数存在する場合については、いづれか一の輸入予定地に係る所轄税關長に提出することにより行わせことができるものとし、その提出を受けた所轄税關長は、直ちに他の所轄税關長に、その承認申請書及び添付書類の写しを送付する」と、7の9-6中「特例輸入者」とあるのは「法第94条第1項に規定する者」と、7の9-7中「7の9-2」とあるのは「94-2において準用する7の9-2」と、7の9-8（見出しを含む。）中「新たに特例輸入者となった者」とあるのは「新たに申告納税方式が適用される貨物（<u>特例申告に係る指定貨物</u>を除く。）を業として輸入しようとする者」と、「特例輸入者となった日までに」とあるのは「最初にその輸入申告をする日までに」と、「特例輸入者となった日以後」とあるのは「最初にその輸入申告をした日以後」と読み替えるものとする。</p> <p>（承認申請手続等）</p> <p>94-3 前記94-2（承認申請手続等）の規定は、令第83条第2項に規定する輸出者について準用する。この場合において、「法第94条第1項に規定する者」とあるのは「<u>令第83条第2項に規定する輸出者</u>」と、「94-2において準用する」とあるのは「94-3において準用する」と、「輸入予定地」とあるのは「<u>輸出予定地</u>」と、「<u>第8条</u>」とあるのは「<u>第9条</u>（<u>貨物を業として輸入する者についての規定の準用</u>）において準用する同規則第8条」と、「申告納税方式が適用される貨物（<u>特例申告に係る指定貨物</u>を除く。）を業として輸入」とあるのは「貨物を業として輸出」と、「輸入申告」とあるのは「輸出申告」と読み替えるものとする。</p>